

# 建設業における適切な価格転嫁等に向けた取組について

---

令和5年12月

国土交通省 北陸地方整備局 建政部

建政部長 多田 英明

## 1. 建設産業の現状

建設産業の課題、就業者数・働き方等の現状

## 2. 円滑な価格転嫁への取組

資材高騰の価格転嫁、ダンピング対策

## 3. 処遇改善(賃上げ)に向けた取組

設計労務単価、業界団体の動き、CCUS

## 4. 中央建設業審議会基本問題小委員会での審議

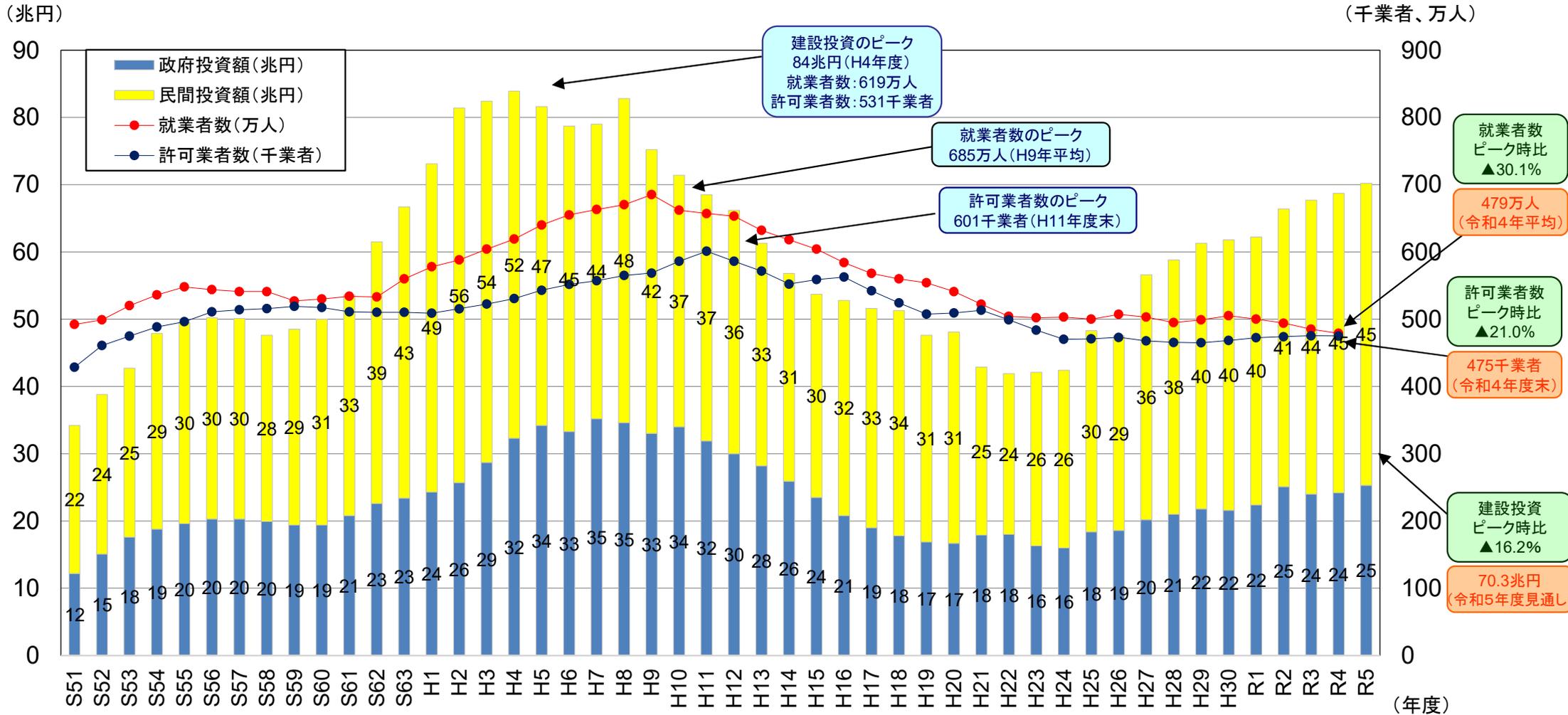
建設業を取り巻く課題、基本問題小委員会での議論内容

# 1. 建設産業の現状

---

# 建設投資、許可業者数及び就業者数の推移

- 建設投資額はピーク時の平成4年度：約84兆円から平成22年度：約42兆円まで落ち込んだが、その後、増加に転じ、令和5年度は約70兆円となる見通し（ピーク時から約16%減）。
- 建設業者数（令和4年度末）は約47万業者で、ピーク時（平成11年度末）から約21%減。
- 建設業就業者数（令和4年平均）は479万人で、ピーク時（平成9年平均）から約30%減。



出典：国土交通省「建設投資見通し」・「建設業許可業者数調査」、総務省「労働力調査」

注1 投資額については令和2年度(2020年度)まで実績、令和3年度(2021年度)・令和4年度(2022年度)は見込み、令和5年度(2023年度)は見通し

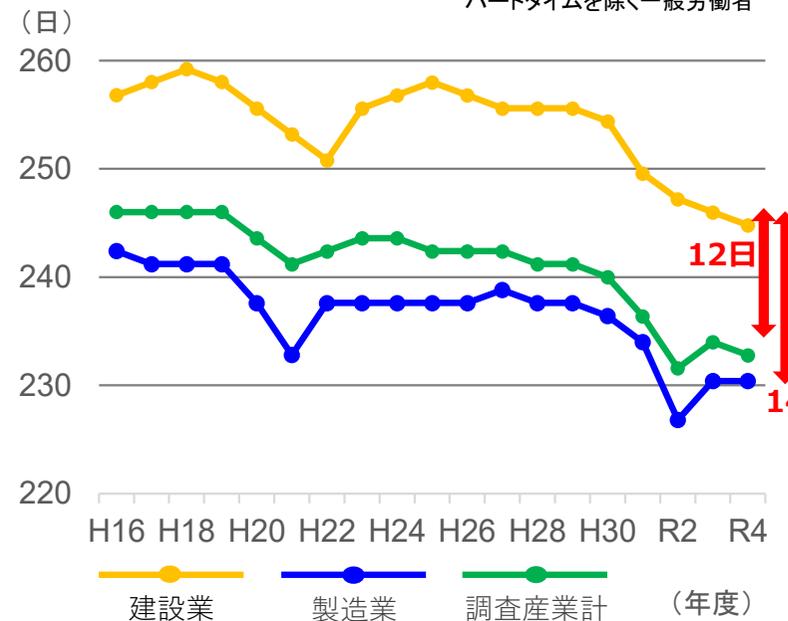
注2 許可業者数は各年度末(翌年3月末)の値

注3 就業者数は年平均。平成23年(2011年)は、被災3県(岩手県・宮城県・福島県)を補完推計した値について平成22年国勢調査結果を基準とする推計人口で遡及推計した値

# 建設産業における働き方の現状

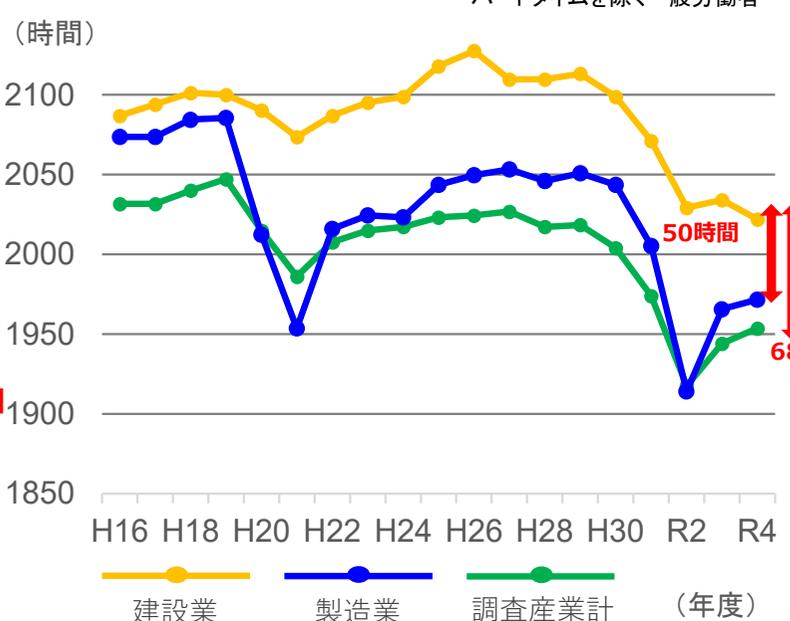
## 産業別年間出勤日数

○厚生労働省「毎月勤労統計調査」  
パートタイムを除く一般労働者



## 産業別年間実労働時間

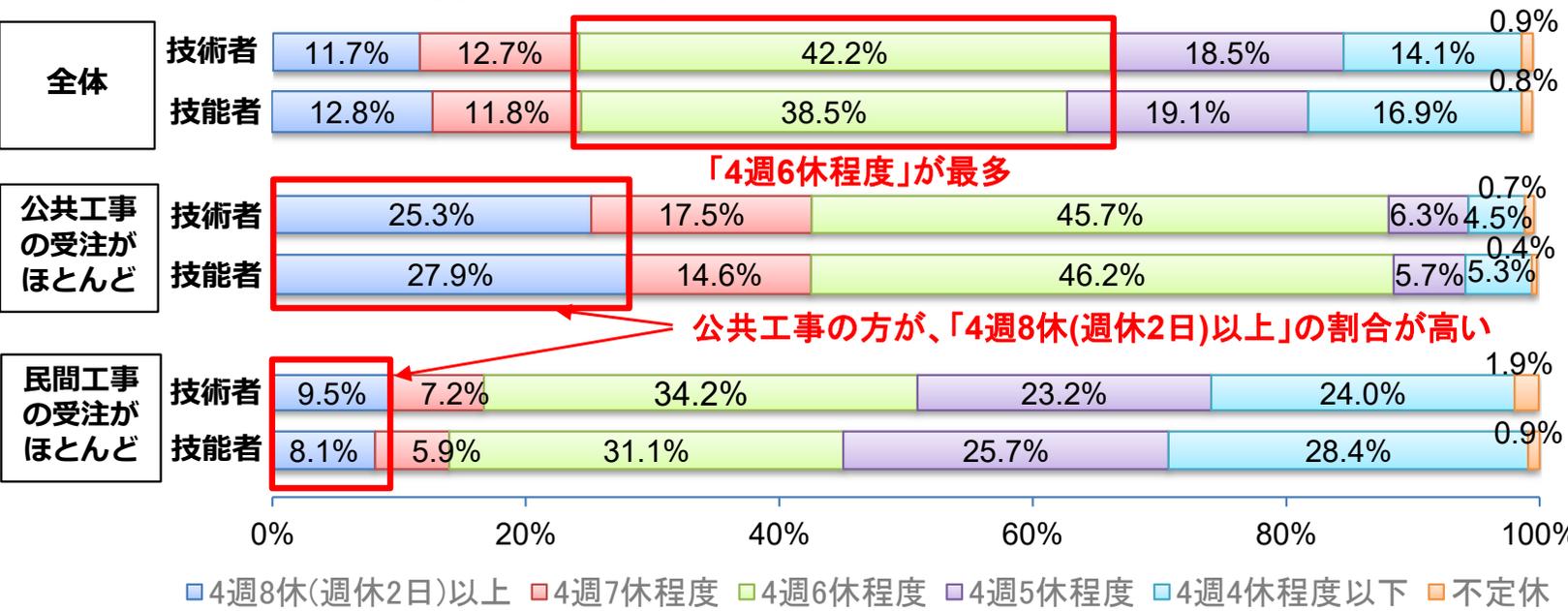
○厚生労働省「毎月勤労統計調査」  
パートタイムを除く一般労働者



建設業について、年間の出勤日数は全産業と比べて12日多い。また、年間の総実労働時間は全産業と比べて68時間長い。

出典：厚生労働省「毎月勤労統計調査」  
年度報より国土交通省作成

## 建設業における平均的な休日の取得状況



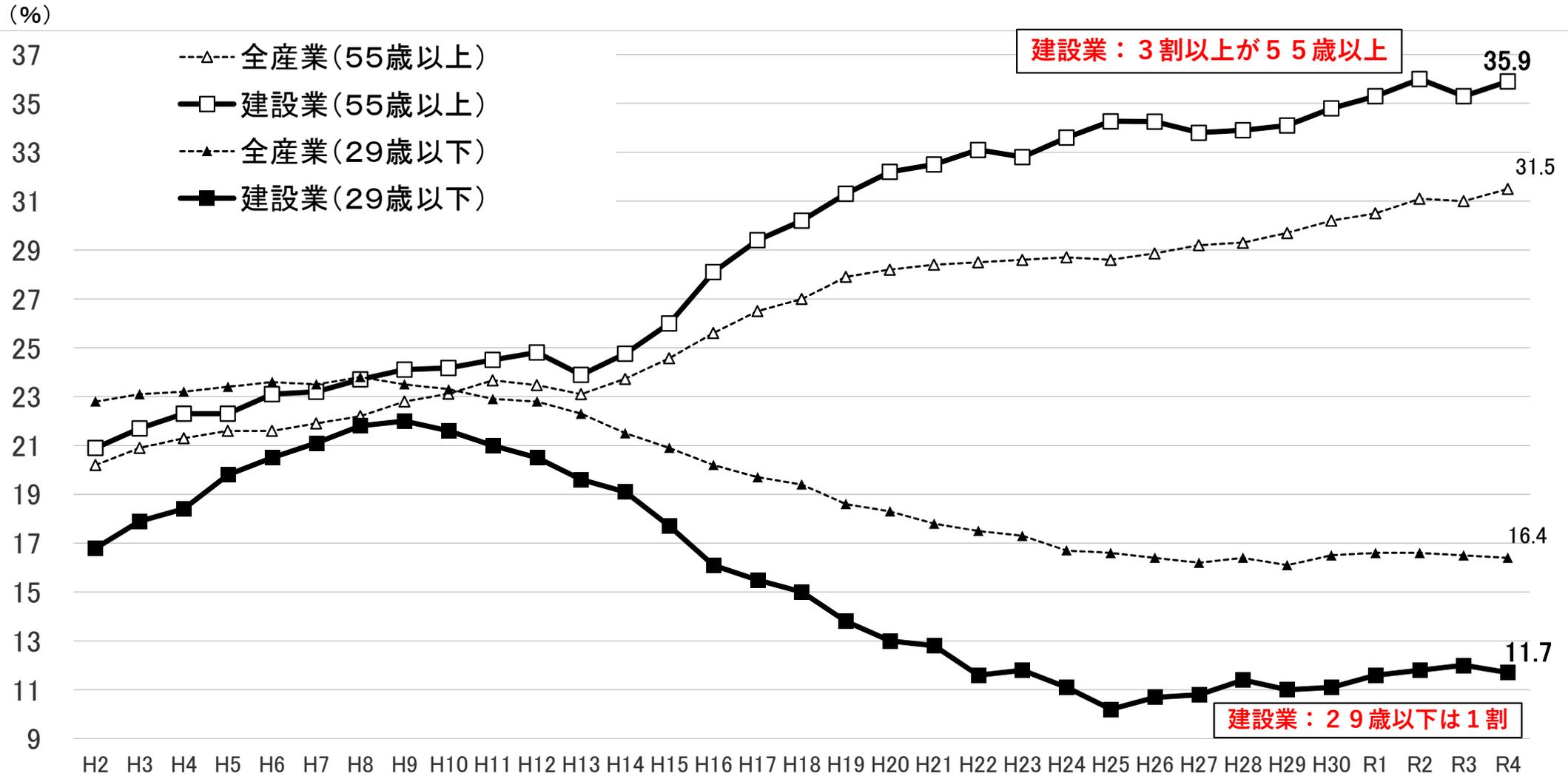
技術者・技能者ともに4週8休(週休2日)の確保ができていない場合が多い。

出典：国土交通省「適正な工期設定による働き方改革の推進に関する調査」  
(令和5年5月31日公表)

# 建設業就業者の高齢化の進行

○ 建設業就業者は、55歳以上が35.9%、29歳以下が11.7%と高齢化が進行し、次世代への技術承継が大きな課題。

※実数ベースでは、建設業就業者数のうち令和3年と比較して55歳以上が1万人増加(29歳以下は2万人減少)。

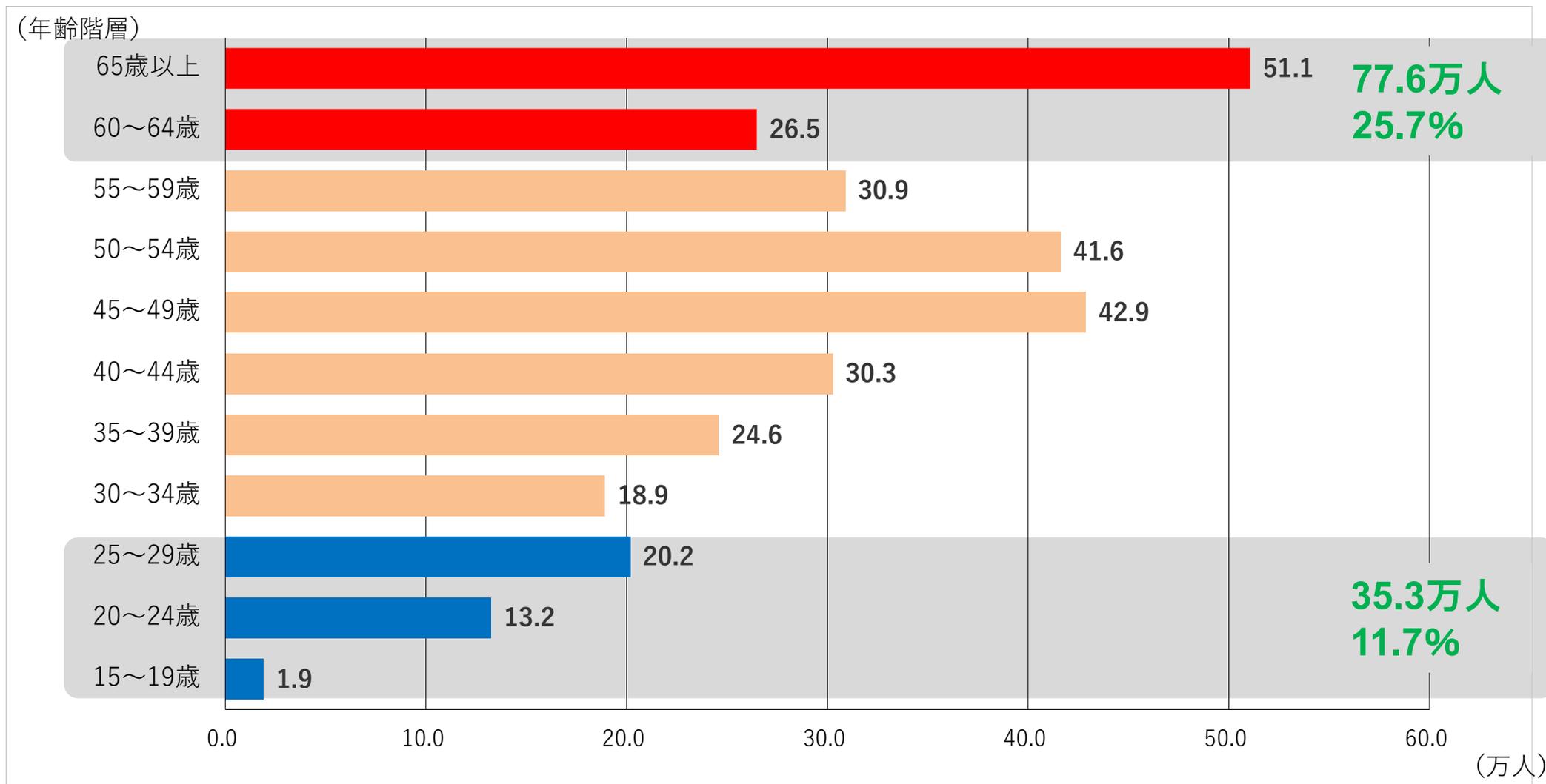


出典：総務省「労働力調査」(暦年平均)を基に国土交通省で算出  
 ※平成23年のデータは、東日本大震災の影響により推計値

# 年齢階層別の建設技能者数

- 60歳以上の技能者は全体の約4分の1 (25.7%)を占めており、10年後にはその大半が引退することが見込まれる。
- これからの建設業を支える29歳以下の割合は全体の約12%程度。若年入職者の確保・育成が喫緊の課題。

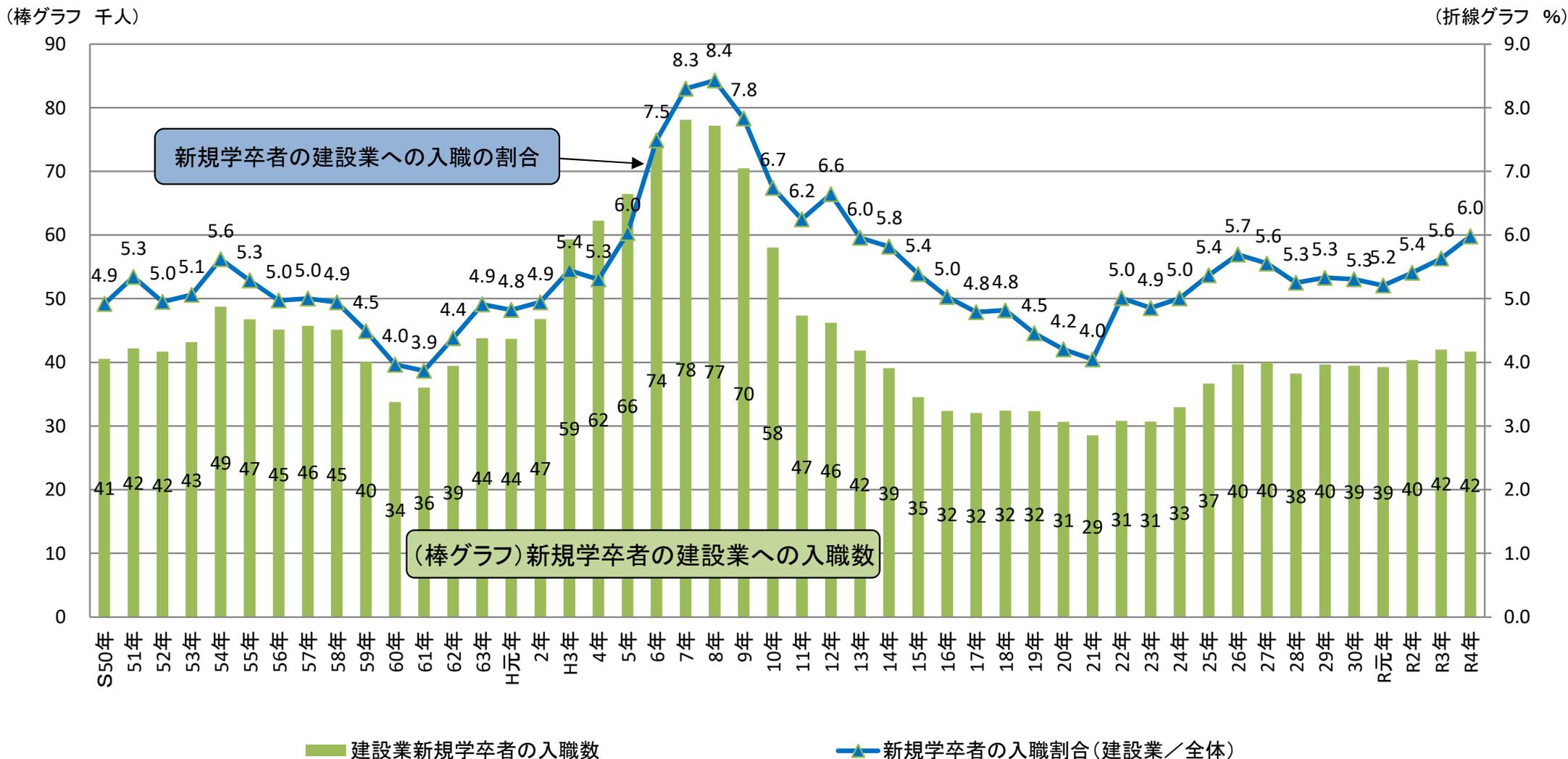
➡ **担い手の処遇改善、働き方改革、生産性向上**を一体として進めることが必要



出所:総務省「労働力調査」(令和4年平均)をもとに国土交通省で作成

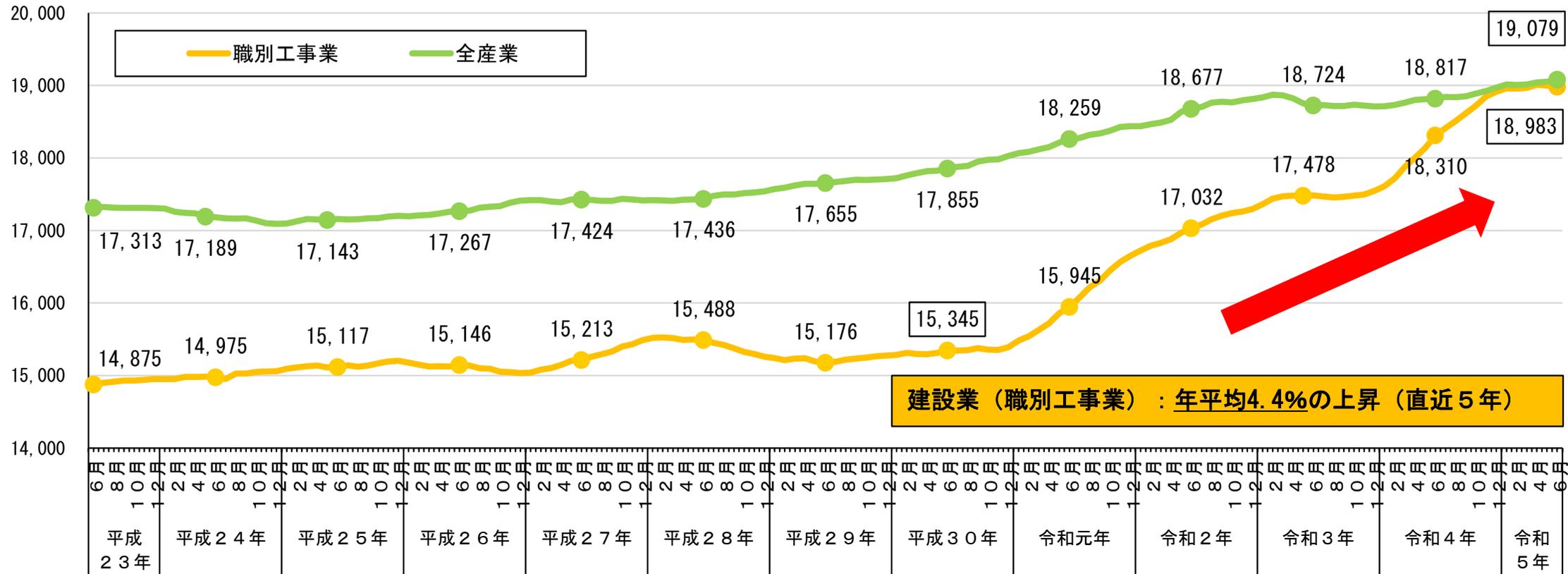
# 新規学卒者の建設業への入職数、割合

- 新規学卒者の建設業への入職者数は、平成21年には3万人を下回ったが、近年は4万人前後にまで回復。
- 新規学卒者の建設業への入職割合は、平成21年には4%まで下がったが、近年は5～6%で推移。



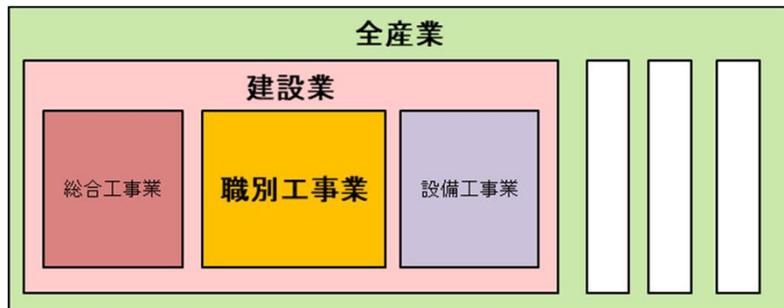
出典：学校基本調査（文部科学省）を基に国土交通省で作成

# 建設業の賃金水準の状況

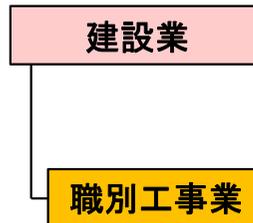


※所定内給与および特別に支払われた給与の和を所定労働時間8時間あたりに換算  
 ※ボーナスを含み、超過勤務手当を含まない

## （産業分類のイメージ）



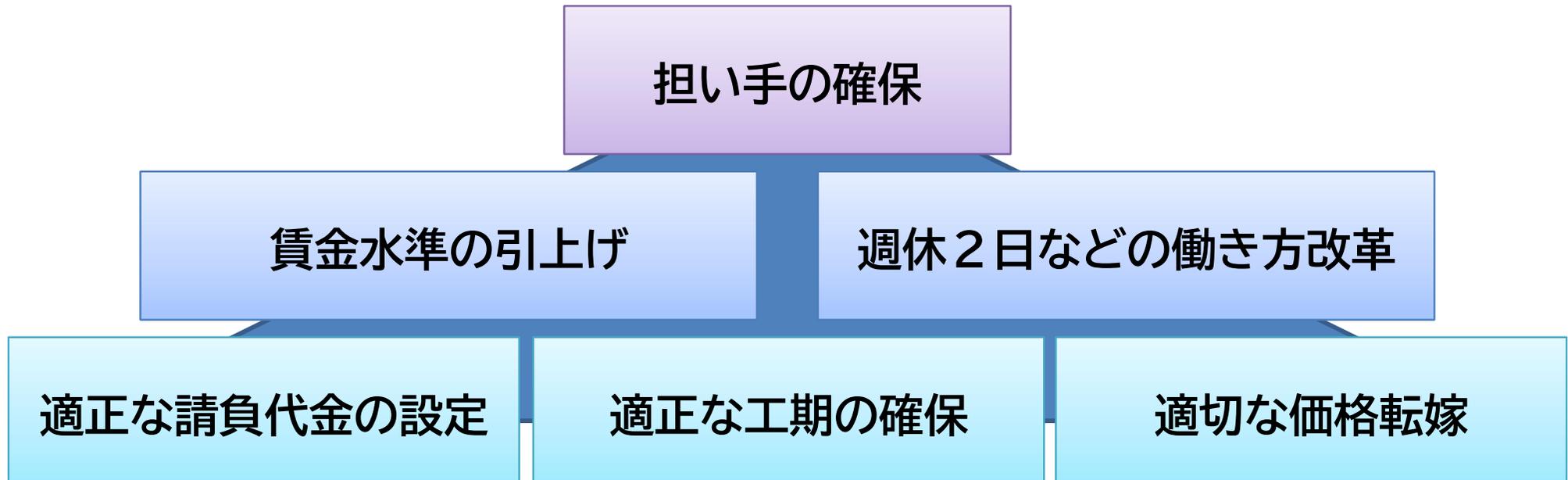
## （定義）



**建設業**  
 主として注文又は自己建設によって**建設工事を施工する事業所**が分類される  
 （ただし、主として自己建設で維持補修工事を施工する事業所及び建設工事の企画、調査、測量、設計、監督等を行う事業所は含まれない）

**職別工事業**  
 主として**下請として**工事現場において建築物又は土木施設などの工事目的物の一部を構成するための**建設工事を行う事業所**が分類される  
 （ただし、設備工事を行う事業所は設備業に分類される）

- 建設業は、社会資本整備の担い手であるとともに、災害時には地域の復旧事業等を担うなど、国民生活や社会経済を支える重要な存在。
- 建設業が将来にわたってこのような役割を担っていくためには、**担い手の確保が重要**であり、建設業における「**賃金水準の引上げ**」や「**週休2日などの働き方改革の推進**」に取り組むことが必要。
- また、昨今の物価高騰への対応として、原材料費等の価格上昇を反映した請負代金等の設定が図られるよう、**適正な価格転嫁のための環境整備**を促進。



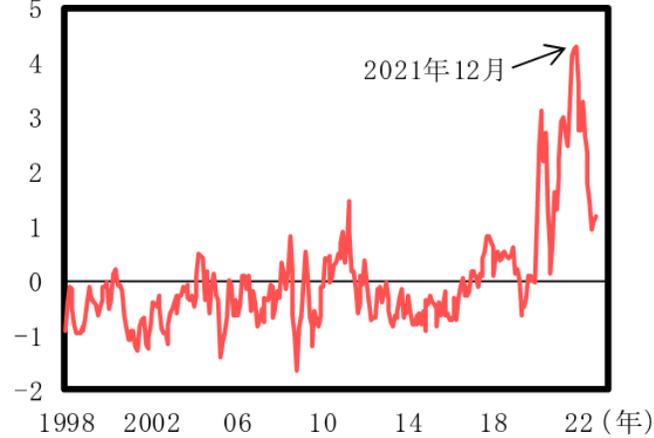
## 2. 円滑な価格転嫁への取組

---

○コロナ禍からの需要回復と供給制約による物価上昇がロシアのウクライナ侵略で加速。

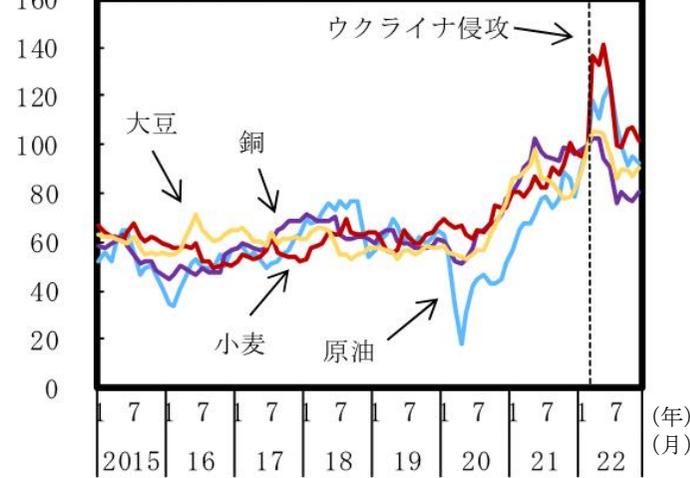
(1) グローバルサプライチェーンプレッシャー  
インデックス(※供給網の混乱度を示す指数)

(平均値からの乖離、標準偏差)



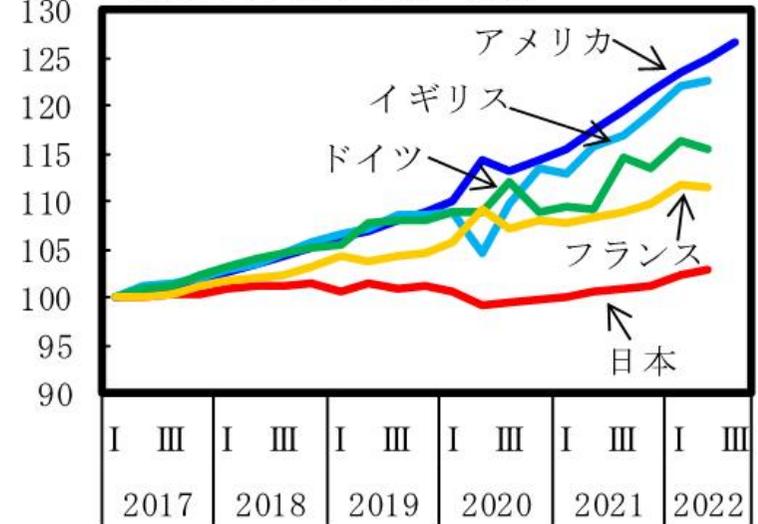
(2) 国際商品市況

(2022年2月=100)



(3) 賃金上昇率

(2017年第1四半期=100)

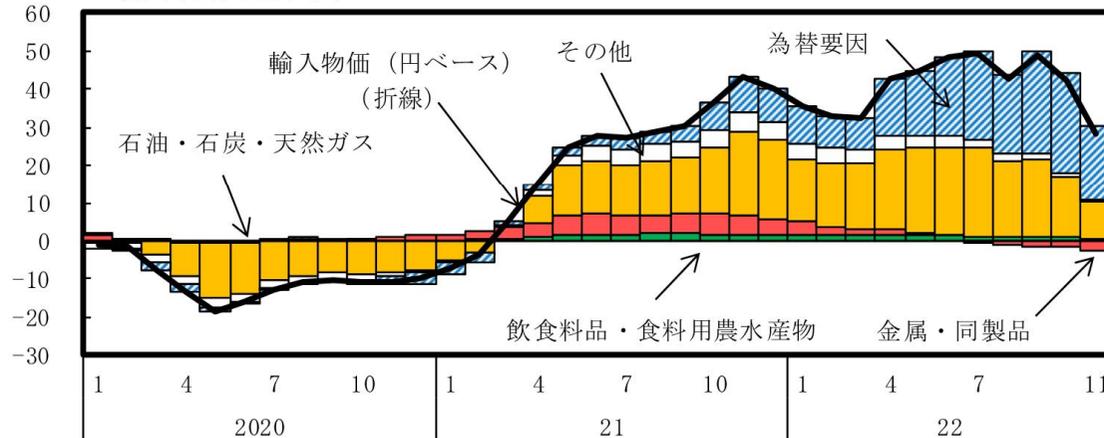


○輸入物価の上昇は、原油をはじめとする原材料価格上昇によるエネルギー価格の上昇、為替要因が寄与。

○国内企業物価の上昇は、2022年後半からは原油等資源価格上昇を受けての「電力・都市ガス・水道」の上昇が寄与。

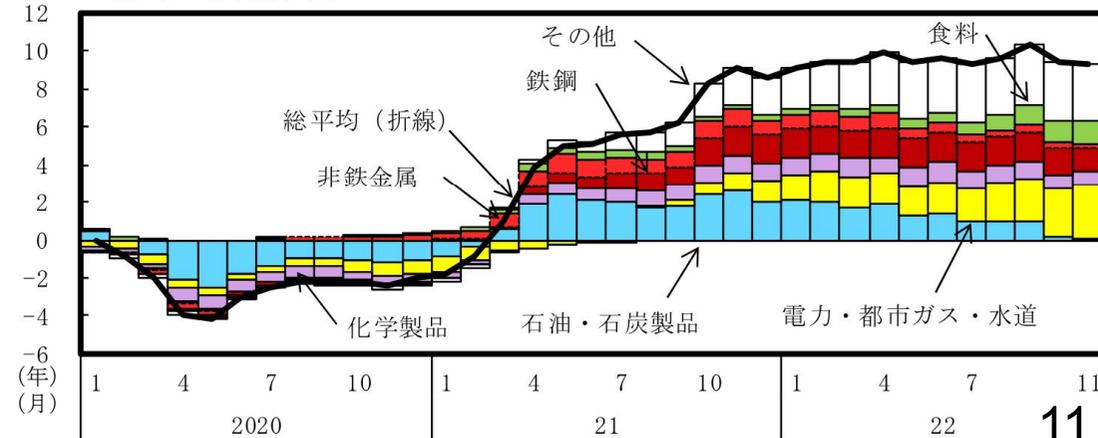
(1) 輸入物価の寄与度分解

(前年比寄与度、%)



(2) 企業物価の寄与度分解

(前年比寄与度、%)

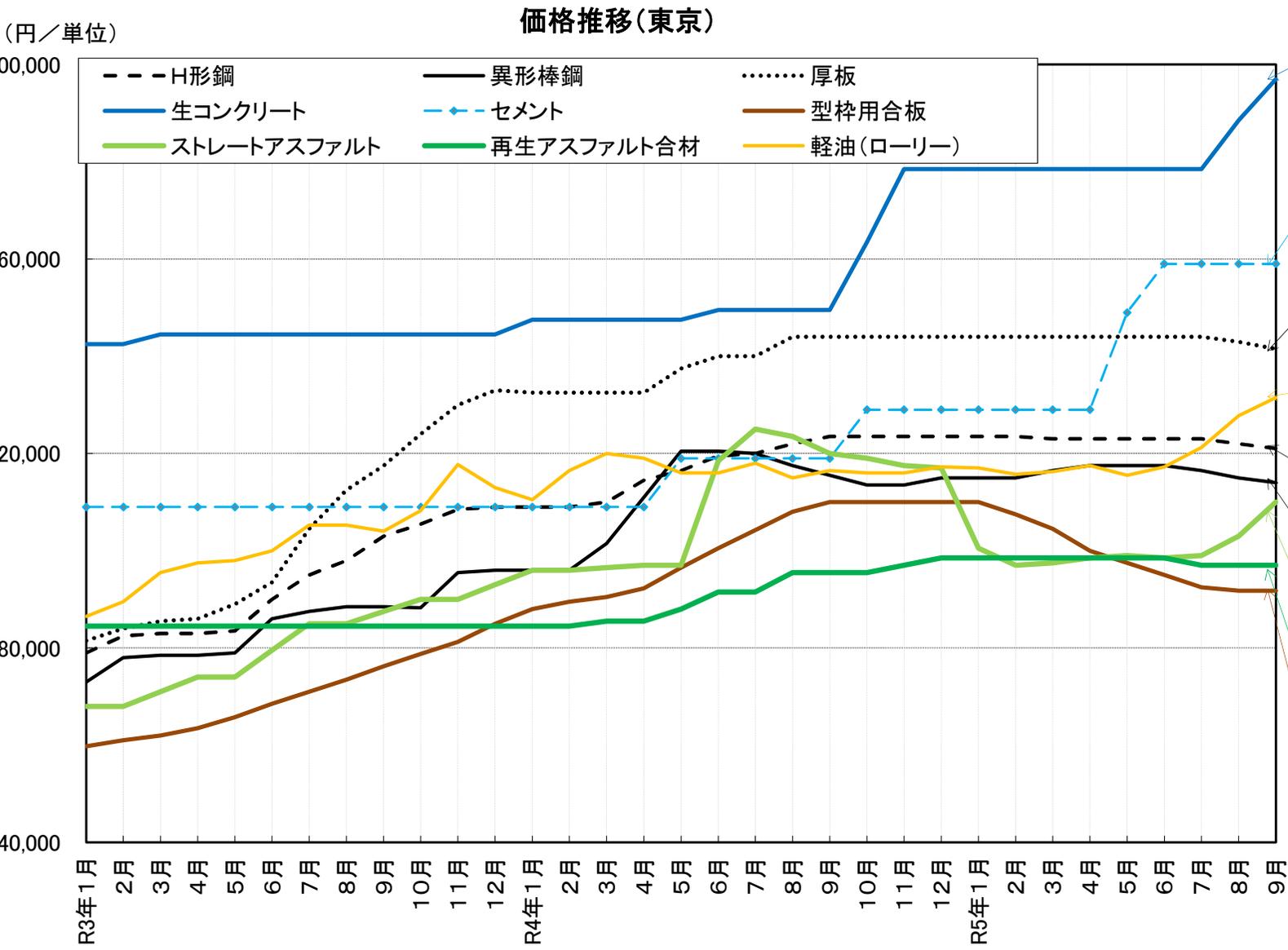


# 主要建設資材の価格推移

出典：「建設物価」（一般財団法人 建設物価調査会）  
 「積算資料」（一般財団法人 経済調査会）



○2021年（令和3年）後半から原材料費の高騰やエネルギーコストの上昇等により、各建設資材価格が高騰。  
 ○足元では、全国的にセメント・生コンクリートの騰勢が続いており、今後の状況を引き続き注視。



生コンクリート (円/10m <sup>3</sup> )	2023年9月	¥197,000	(+31.8%)
(2022年9月)	¥149,500		
セメント (円/10t)	2023年9月	¥159,000	(+33.6%)
(2022年9月)	¥119,000		
厚板 (円/t)	2023年9月	¥141,500	(-1.7%)
(2022年9月)	¥144,000		
軽油 (円/kl)	2023年9月	¥131,500	(+12.9%)
(2022年9月)	¥117,000		
H形鋼 (円/t)	2023年9月	¥121,000	(-2.0%)
(2022年9月)	¥123,500		
異形棒鋼 (円/t)	2023年9月	¥114,000	(-1.3%)
(2022年9月)	¥115,500		
ストレートアスファルト (円/t)	2023年9月	¥110,000	(-8.3%)
(2022年9月)	¥120,000		
再生アスファルト合材 (円/10t)	2023年9月	¥97,000	(+1.6%)
(2022年9月)	¥95,500		
型枠用合板 (円/50枚)	2023年9月	¥91,750	(-16.6%)
(2022年9月)	¥110,000		

※市場の最新単価を把握するため、一般に公共工事の予定価格の積算で使用する「建設物価」と「積算資料」の平均価格を表示

サプライチェーン全体で、建設資材に関する適切な価格転嫁が図られるよう、受注者・発注者(施主)間を含めた建設工事に関する環境整備を進めることが必要

## これまでの取組

直轄工事において、スライド条項の運用等適切な対応を実施するとともに、地方公共団体等に対し、最新の実勢価格を反映した適正な予定価格の設定やスライド条項の適切な運用等を要請

- 公共発注者・民間発注者・建設業団体に対し、スライド条項等の適切な設定・運用や必要な契約変更の実施等を要請（公共発注者に対しては、資材単価の適時の改定・調査頻度を増やすこと等も併せて要請）
- 都道府県における資材単価の設定状況等について見える化し、改善を働きかけ
- 元請下請/受発注者間における請負代金等の契約締結状況についてモニタリング調査を実施

## 今後の更なる取組

- 地方公共団体における①資材単価の設定状況、②スライド条項の設定・運用状況について調査
- 全国の都道府県主催会議(公契連)において、適正な予定価格の設定・スライド条項の適切な運用等について市区町村へ直接働きかけ
- 適切なリスク分担等により価格転嫁が図られるよう、受発注者間で標準約款の適切な活用を働きかけるとともに、資材価格変動に対応しやすい契約について検討

## 「労務費、原材料費、エネルギーコスト等の取引価格を反映した適正な請負代金の設定や適正な工期の確保について」

(令和4年4月26日国不建第52号～第55号、国交省不動産・建設経済局長 → 建設業者団体、公共発注者、民間発注者)

- ◇ 取引価格を反映した**適正な請負代金の設定**や納期の実態を踏まえた**適正な工期の確保**に加え、本年実施した**モニタリング調査の結果も踏まえ、スライド条項の適切な設定・運用**や**必要な契約変更の実施**について要請

契約締結時

公共・民間それぞれの標準約款に記載されている**請負代金や工期の変更に関する規定(スライド条項等)**を**適切に設定**すること

契約締結後

それらの規定を**適切に運用**すること

受注者や下請から**協議の申出があった場合は適切に応じる**こと等により、状況に応じた**必要な契約変更を実施**するなど、適切な対応を図ること

- ◇ 各関係者における取組の推進に向け、通知先に応じてそれぞれ以下を周知

建設業者  
団体

- ・ 下請企業等との取引において円滑な価格転嫁を進めるため、**発注者との契約においても適切な対応**を図ること
- ・ **資材業者等に対しても同様の配慮**を行うこと

公共  
発注者

- ・ **資材単価の改定を月ごとなど適時に行う**こと、状況等を踏まえて**単価設定のための調査の時期の前倒し・頻度の増加等**の対応をとること、可能な限り最新の時点の単価を用いて積算すること等により、**原材料費の最新の取引価格を請負代金へ適切に反映**すること

民間  
発注者

- ・ 建設工事の受注者は、発注者が事業を推進する上での**重要なパートナー**であり、また、**受発注者間の価格の転嫁が元下間・資材業者等への転嫁に当たっても重要**となることから、**適切な対応**を図るべきこと

- ◇ 価格転嫁に関する相談等を「**建設業フォローアップ相談ダイヤル**」にて受け付けている旨周知

## 「ストレートアスファルト等の原材料費の上昇分のアスファルト合材価格への適切な転嫁について」

(令和4年4月26日20220426製局第1号・国不建第56号、**経産省**製造産業局長・**国交省**不動産・建設経済局長 → 日本アスファルト合材協会、建設業者団体、公共発注者、民間発注者)  
(**両省の連携により発出**)

- ◇ アスファルト合材の取引に係る事業者に対し、アスファルト合材について、原材料費の上昇分を適切に価格へ転嫁できるよう、**当事者間で十分に協議の上適正な取引価格を設定**するなど、適切な対応を図ることを働きかけ

- ◇ **公共・民間発注者**に対しても、同様に、**適正な請負代金の設定**や**必要な契約変更の実施**について要請

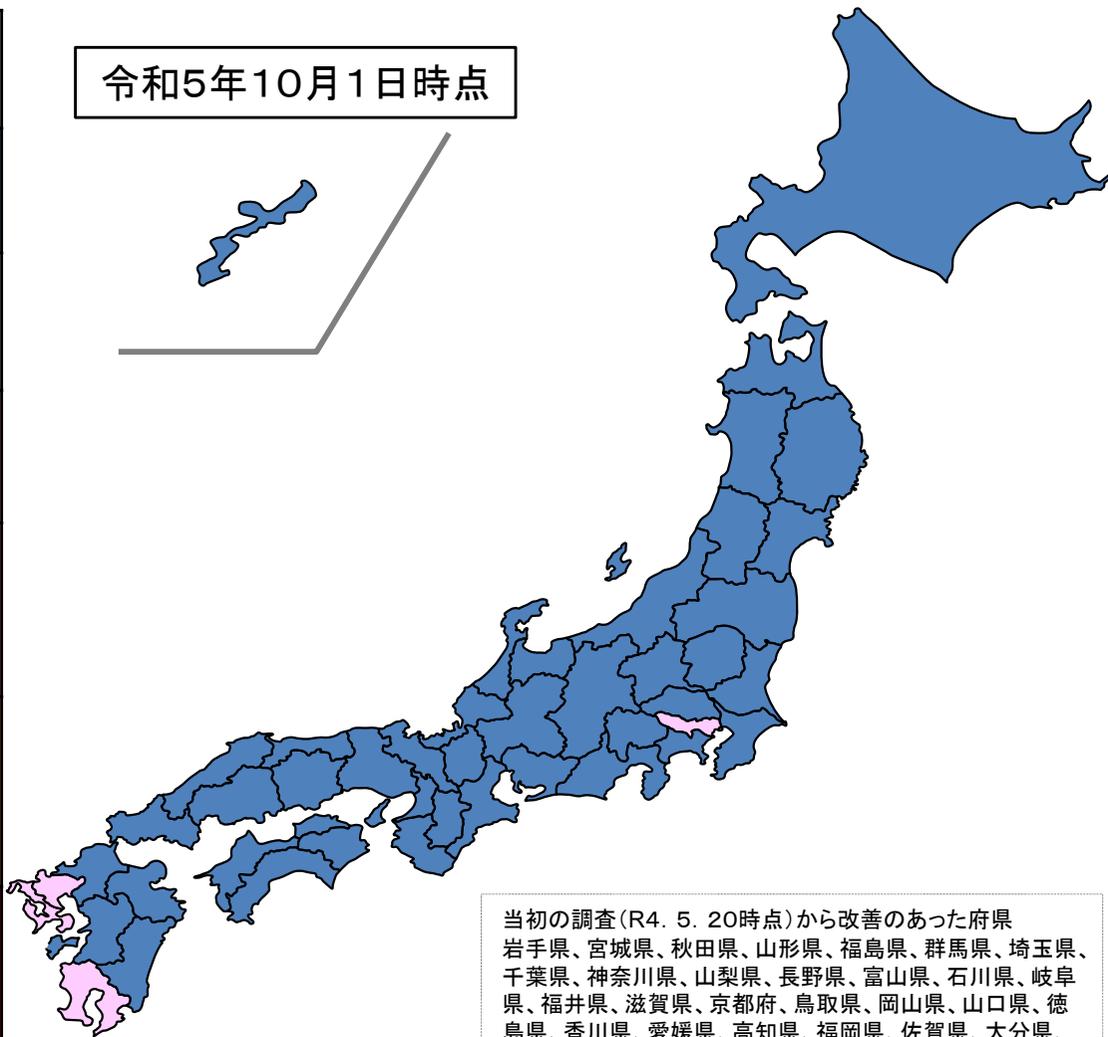
➡ 適切な価格転嫁、取引の適正化に向けて、**官民協働**で取組を推進

# 都道府県における材料単価の設定状況 – 物価資料の引用

- 都道府県が予定価格<sup>※1</sup>の積算時に使用する材料単価について、その設定状況を調査。
- 物価資料を引用している<sup>※2</sup>材料単価については、43団体が、毎月、最新の物価資料の掲載価格を引用。

材料単価の設定状況		都道府県数
I	全ての資材で「毎月、最新の物価資料の掲載価格を引用」	43
II	主要資材は「毎月、最新の物価資料の掲載価格を引用」 (主要資材以外は、「毎月の変動率を確認し、一定の基準を満たした場合に、最新の物価資料の掲載価格を引用」)	4
III	主要資材は「毎月、最新の物価資料の掲載価格を引用」 (主要資材以外は、年数回更新)	0
IV	全ての資材で「毎月の変動率を確認し、一定の基準を満たした場合に、最新の物価資料の掲載価格を引用」	0
V	主要な資材は「毎月の変動率を確認し、一定の基準を満たした場合に、最新の物価資料の掲載価格を引用」 (主要資材以外は、年数回更新)	0
VI	最新の物価資料の掲載価格を引用していない (年数回更新)	0

令和5年10月1日時点



当初の調査(R4. 5. 20時点)から改善のあった府県  
 岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、山梨県、長野県、富山県、石川県、岐阜県、福井県、滋賀県、京都府、鳥取県、岡山県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、大分県、宮崎県、沖縄県

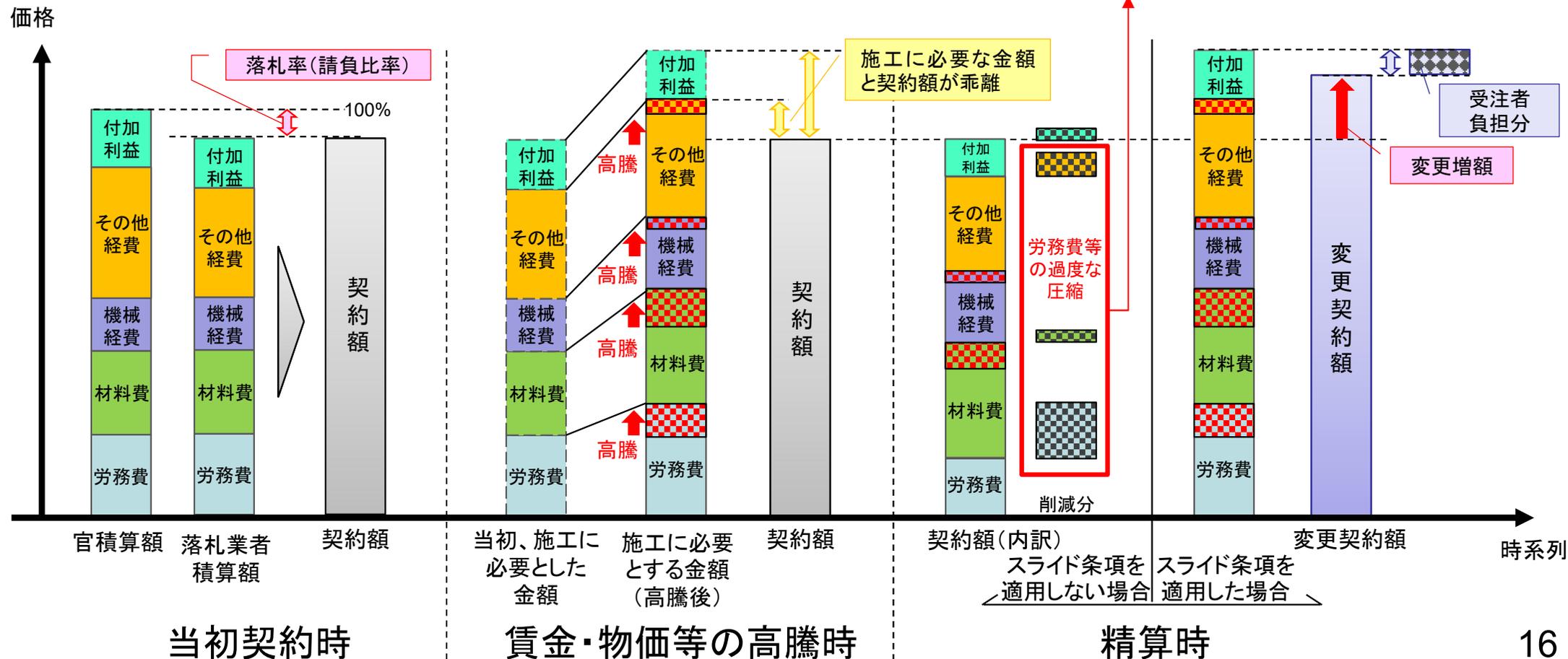
※1 入札時の当初の予定価格

※2 複数の物価資料の掲載価格の平均値を採用している 又は 一つの物価資料の掲載価格を引用している

# スライド条項とは(公共工事標準請負契約約款第26条)

- スライド条項とは、工事の請負契約書における、賃金や物価の変動により当初契約時の請負代金額が不適当となった場合の請負代金額の変更に関する条項のこと
- 建設工事における請負契約関係の片務性を是正することを目的に、公共工事標準請負契約約款や国土交通省直轄工事に使用される工事請負契約書では第26条に規定されている。

- 価格変動が通常合理的な範囲内である場合には、請負契約であることからリスクは受注者が負担
- 価格変動が通常合理的な範囲を超える場合には、受注者のみのリスク負担は片務的で不適切  
→スライド条項を適用せずに、受注者のみに過度な負担を求めると、下請へのしわ寄せや粗雑工事等に繋がる懸念



- 原材料費等の高騰の状況を踏まえ、公正取引委員会において、独占禁止法上の「優越的地位の濫用」に関して、コストの上昇分の転嫁拒否が疑われる事案が発生していると見込まれる業種について緊急調査を実施。
- 令和4年12月、公取委は、同年2月に更新した独占禁止法Q&Aを再掲しつつ、「独占禁止法上の「優越的地位の濫用」に関する緊急調査の結果について」を公表。

## 独占禁止法Q&Aに該当する行為

以下のような行為は、「優越的地位の濫用」の要件の一つに該当するおそれ

- ① 労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストの上昇分の取引価格への反映の必要性について、  
価格の交渉の場において明示的に協議することなく、従来どおりに取引価格を据え置くこと
  - － 発注者の方が立場が強く受注者からは言い出しにくいことが多いので、**発注者が積極的に協議の場を設けることが適切**
- ② 労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストが上昇したため、取引の相手方が取引価格の引上げを求めたにもかかわらず、**価格転嫁をしない理由を書面、電子メール等で取引の相手方に回答することなく、従来どおりに取引価格を据え置くこと**
  - － 受注者からの価格引上げ要請を受け入れない場合には、その**理由を形に残る方法で伝えることが適切**

## 緊急調査の結果



発注者

「受注者からの価格引上げ申入れがない」  
「期限を定めた取引価格の有効期間の範囲内である」  
「要請があった受注者に対応しているため、要請がない受注者への対応が間に合わない」



「取引を切られてしまうなど受注に与える影響を考えると、実際に申し出ることは難しい」  
「発注者の担当に値上げの可能性を相談したが、『無理』と言われ、申入れ自体を断念した」



受注者

これらを理由に発注者から積極的に協議の場を設けず、  
価格が据え置かれているケースが多数

《総合工事業について》 サプライチェーンにおいて、受注者からの価格転嫁の要請が滞っている可能性

総合工事業、地方公務、不動産取引業、不動産賃貸業・管理業  
(主な発注者)

総合工事業  
(受注者/発注者)

窯業・土石製品製造業、総合工事業、道路貨物運送業  
(主な受注者)

事例：取引価格引上げの要請がなかった工事業者との取引において、コスト上昇分の取引価格への反映の必要性について、価格交渉の場において協議することなく、取引価格を据え置いていた。 【総合工事業者A社、不動産取引業者K社】

## 経緯・目的

- 建設労働者の賃金上昇の実現に向け、適正な請負代金による契約締結、スライド条項の適切な設定・運用による適切な価格転嫁等を推進するため、令和3年10月にスタート。
- 受発注者に対するヒアリングによりこれらの状況について詳細に実態把握を行い、留意点や違反の疑いのある事項を直接指摘し、その改善を促す。

## 調査・指摘事項

### 調査する項目

- 見積書・契約書
  - ・ 標準見積書の活用状況
  - ・ 法定福利費の割合
- 適正な請負代金の設定
  - ・ 請負契約書への変更条項の記載
  - ・ 元請負人、下請負人からの変更申出状況
  - ・ 変更申出があった場合の対応状況
- 適正な工期の設定
  - ・ 工期設定方法
  - ・ 工程に影響を与える条件の適切な明示
  - ・ 工期変更の状況

など

違反の疑いで指摘した主な事例

下請負人に標準見積書活用の働きかけを行っていないもの。

労務費に照らして、法定福利費が適正に設定されていないおそれのあるもの。

請負契約書に物価等の変動に基づく契約変更条項が含まれていないもの。

元請負人による合理的な根拠のない値引きがあり、それにより法定福利費や労務費を賄うことができない請負金額となるおそれのあるもの。

下請業者から物価変動に基づく請負金額の変更の申出があった場合に協議に応じない、または必要な契約変更を実施しないなど適切な対応が図られていないもの。

不測の事態により当初予定していた工期内での竣工が困難となったが、元請負人の判断で発注者との工期変更の協議をせず、下請負人に対し残業の要請など工期のしわ寄せを行っているもの。

## 実績・公表

- 令和4年度：149工事
  - ※ 1件の工事につき、複数の下請業者について、請負契約や見積書を調査
- 違反の疑いがあるとして指摘した内容を集計し、広く公表（公表に際しては、匿名性を確保）

## 活動趣旨

地方整備局等に設置する建設業法令遵守推進本部は、平成19年度の創設以来、元請負人と下請負人との対等な関係の構築及び公正かつ透明な取引の実現を図るため、建設業に係る法令遵守に向けた取組を行っている。

## 具体的方針

### 1. 各種相談窓口における法令遵守情報の収集等

駆け込みホットライン等重要な情報収集窓口の積極的な活用を促すため、講習会や意見交換会等の様々な機会を活用し、各種相談窓口の周知に努める。

### 2. 立入検査等の実施 **重点項目**

元請・下請の対等な関係の構築及び公正・透明な取引の実現を図るため、立入検査等を実施し、必要に応じて注意喚起・指導監督等を行い、法令遵守、請負契約の適正化に向けた取組を促す。

### 3. 建設業の法令遵守に関する周知

「建設業法令遵守ガイドライン」等、建設業の法令遵守に関する取り組みを様々な機会を捉えて周知を図る。

### 4. 建設業取引適正化推進期間の実施等

令和元年度以前は11月を、令和2年度以降は10～12月を推進期間に位置付け、建設業の法令遵守に向けた普及・啓発を図る。

### 5. 関係機関との連携

都道府県・関係省庁との間では、建設業法令遵守に関する立入検査等の実施や、講習会・研修会等の合同開催、各種相談窓口の周知など、その連携強化に努める。

とりわけ、来年度から建設業に罰則付きの時間外労働の上限規制が適用されることを踏まえ、厚生労働省の都道府県労働局や労働基準監督署と連携し、「建設業関係労働時間削減推進協議会」へ参加するなど積極的な対応を図る。

建設関係団体等との間では、積極的に情報・意見の交換を行うほか、建設業法令遵守に関する講習会・研修会等の合同開催や講師を派遣する等の対応に努める。

### 6. その他

元請・下請間におけるトラブルや苦情相談等に応じられる「建設業取引適正化センター」について、あらゆる機会を通じ、一層周知する。

## 今年度の重点項目

### 受発注者間・元請下請間・1次下請2次下請間の取引状況について、モニタリング調査を実施

技能労働者の賃金水準の上昇を図るためには、適正な請負代金での契約締結が重要であることから、標準見積書の活用や見積りの協議、代金支払（労務費相当分の現金払いを含む。）、資機材の価格高騰を受けた対応の状況等についてモニタリング調査を行う。とりわけ、令和6年4月から罰則付きの時間外労働の上限規制が建設業に適用されることを踏まえ、適正な工期の確保に重点を置きつつ、モニタリング調査を行い、受発注者に対して必要な注意喚起等を行う。

### ● 工期特化モニタリング調査（厚生労働省との連携）

工期設定の考慮具合の確認、過去の同種類似工事実績との比較、工期の見積り内容の精査、時間外労働の状況確認など工期に特化したモニタリング調査を実施する。また、このモニタリング調査に厚生労働省の労働基準監督署が同行し、同署から罰則付きの時間外労働の上限規制の周知等訪問支援を行うことにより長時間労働の是正に向けた自主的な改善を促す。

	元請下請間	受発注者間
目的	下請業者へのしわ寄せ防止に向けた取引適正化 ※技能労働者の賃金水準の上昇を図るには、適正な請負代金での契約締結が重要。そのため、請負代金や工期などが公平な立場・協議のもと適正な取引として行われているかの実態を把握	昨今の資材価格高騰等の情勢を踏まえ、適正な請負代金の設定及び工期の設定についての協力量請
実施方法	ヒアリング ※調査対象工事に係る現場所長や支店担当者等	ヒアリング ※発注関係部署の担当者
調査内容	標準見積書の活用状況や見積りに基づく協議状況等についてヒアリング <ul style="list-style-type: none"> <li>・工期の設定方法等</li> <li>・下請負人に対する標準見積書の働きかけの状況</li> <li>・法定福利費の明示状況</li> <li>・法定福利費の算出方法</li> <li>・契約締結に至る過程での下請負人との協議状況</li> </ul>	スライド条項の適切な設定・運用や必要な契約変更の実施等についてヒアリング <ul style="list-style-type: none"> <li>・請負業者の選定方法</li> <li>・工期の設定方法（変更に関する申出があった場合の対応方法を含む）</li> <li>・価格転嫁について（スライド条項の有無、請負金額の変更申出があった場合の対応等）</li> </ul>
調査対象	229か所（令和5年3月現在）	49か所（令和5年3月現在）
実施時期	R3. 10～	R4. 8～
備考	改善・留意すべき事項について、文書で通知	改善・留意すべき事項について、文書で通知

※) 調査については、公共工事・民間工事にかかわらず、元請下請間、受発注者間を対象に実施

### 3. 処遇改善(賃上げ)に向けた取組

---

# 賃上げに関する岸田内閣総理大臣の発言

## 岸田内閣総理大臣年頭記者会見(令和5年1月4日)(抄)

今年の春闘について、連合は5パーセント程度の賃上げを求めています。是非、インフレ率を超える賃上げの実現をお願いしたいと思います。政府としても、最低賃金の引上げ、公的セクターで働く労働者や政府調達に参加する企業の労働者の賃金について、インフレ率を超える賃上げが確保されることを目指します。

## 第7回 物価・賃金・生活総合対策本部(令和5年2月24日)(抄)

また、齊藤国土交通大臣におかれては、本日、報告のあった、公共工事設計労務単価5.2パーセントの引上げが、現場に着実に届けられ、公共事業に参画する企業で働く方々の賃上げにしっかりつながるよう万全の対応を進めてください。



## 岸田内閣総理大臣記者会見(令和5年9月13日)(抄)

新しい資本主義に向けた取組を加速し、物価上昇率プラス数パーセントの賃上げを継続的に実現するための政策...を進め、デフレからの脱却を確実なものとしてまいります。

## 第二百十二回国会における岸田内閣総理大臣所信表明演説(令和5年10月23日)(抄)

三十年来続いてきたコストカット経済からの...変化の流れを掴み取るために、持続的で構造的な賃上げを実現...させていく。「経済、経済、経済」、私は、何よりも経済に重点を置いていきます。

成長と分配が持続的に回っていく、物価上昇を十分に超える持続的賃上げが行われる経済を目指していきます。



## 第2章 経済再生に向けた具体的施策

### 第1節 物価高から国民生活を守る

#### 1. 物価高により厳しい状況にある生活者・事業者への支援

公共事業について、資材価格の高騰等を踏まえ、適切な価格転嫁が進むよう、特に市区町村を始めとした地方公共団体に対して、**最新の材料価格等を反映した適正な予定価格の設定やスライド条項の適切な運用等の徹底を要請**した上で、**必要な事業量を確保し、社会資本整備を着実に進めるとともに、今後、賃金支払の原資となる適切な労務費の確保に係る制度改正を含めた対応の具体化**を進め、建設企業の**適正な利潤の確保**と建設労働者の**賃上げを支援**する。

施策例

・現下の資材価格の高騰等を踏まえた公共事業等の実施、賃金上昇等を踏まえた公共調達の実施(国土交通省、厚生労働省、経済産業省等)

### 第2節 地方・中堅・中小企業を含めた持続的賃上げ、所得向上と地方の成長を実現する

#### 1. 中堅・中小企業の賃上げの環境整備、人手不足対応、生産性向上を通じた賃上げ継続の支援

施策例

・建設技能者への適切な賃金支払いの確保に向けた建設キャリアアップシステムの改修等(デジタル庁)  
・建設業における適切な労務費や賃金行き渡りの確保(国土交通省)

#### 5. 人手不足等に対応する制度・規制改革及び外国人材の活用

**持続可能な建設業の実現に向けて**、請負契約の適正化、賃金水準の確保やICTの活用といった、**働き方改革と生産性を向上させる取組が必要**である。賃金支払の原資となる**適切な労務費の確保**や適正な工期設定の徹底等の**働き方改革**、資材価格の**適切な価格転嫁対策**のため、**法令改正や不適切な契約を是正する組織体制の整備を含めた措置の具体化を早期に行う**。工事現場に配置が必要な監理技術者等に求められる所属建設業者との雇用関係について、連結子会社等の在籍出向者を認める現行の特例制度を拡充することを検討し、2023年度中を目途に所要の措置を講じる。

施策例

・建設分野における監理技術者等に係る制度運用の柔軟化(内閣府・国土交通省)  
・働き方改革の実現に向けた効率的な建設工事の促進事業(国土交通省)

# 令和5年3月から適用する公共工事設計労務単価について

## 単価設定のポイント

- (1) 最近の労働市場の**実勢価格を適切・迅速に反映**し、47都道府県・51職種別に単価を設定
- (2) **必要な法定福利費相当額や義務化分の有給休暇取得に要する費用のほか、時間外労働時間を短縮するために必要な費用を反映**
- (3) **元請企業から技能者に対して直接支給している手当を反映**（下請企業を経由する手当は従前より反映）

全 国

全 職 種 （22,227円） 令和4年3月比； + 5. 2% （平成24年度比； + 6 5. 5%）

主要12職種※ （20,822円） 令和4年3月比； + 5. 0% （平成24年度比； + 6 5. 5%）

※「主要12職種」とは通常、公共工事において広く一般的に従事されている職種

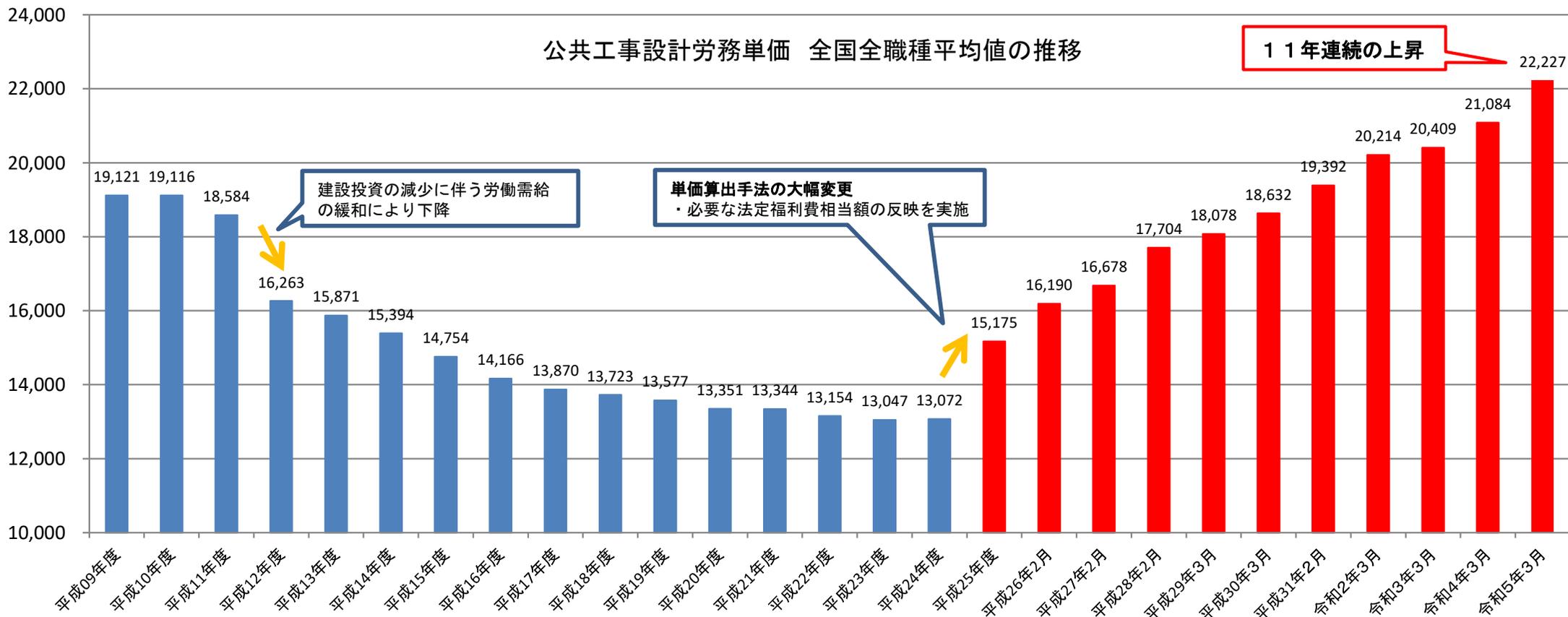
（主要12職種）

職種	全国平均値	令和4年度比	職種	全国平均値	令和4年度比
特殊作業員	24,074円	+ 4. 0%	運転手（一般）	21,859円	+ 5. 8%
普通作業員	20,662円	+ 5. 7%	型枠工	27,162円	+ 3. 8%
軽作業員	15,874円	+ 6. 3%	大工	26,657円	+ 4. 9%
とび工	26,764円	+ 4. 8%	左官	25,958円	+ 4. 0%
鉄筋工	26,730円	+ 3. 6%	交通誘導警備員A	15,967円	+ 7. 1%
運転手（特殊）	25,249円	+ 5. 7%	交通誘導警備員B	13,814円	+ 6. 3%

注）金額は加重平均値、伸率は単純平均値で算出

# 令和5年3月から適用する公共工事設計労務単価について

○全国全職種の伸び率は9年ぶりに5%以上となり、単価の平均値は11年連続の上昇



11年連続の上昇

建設投資の減少に伴う労働需給の緩和により下降

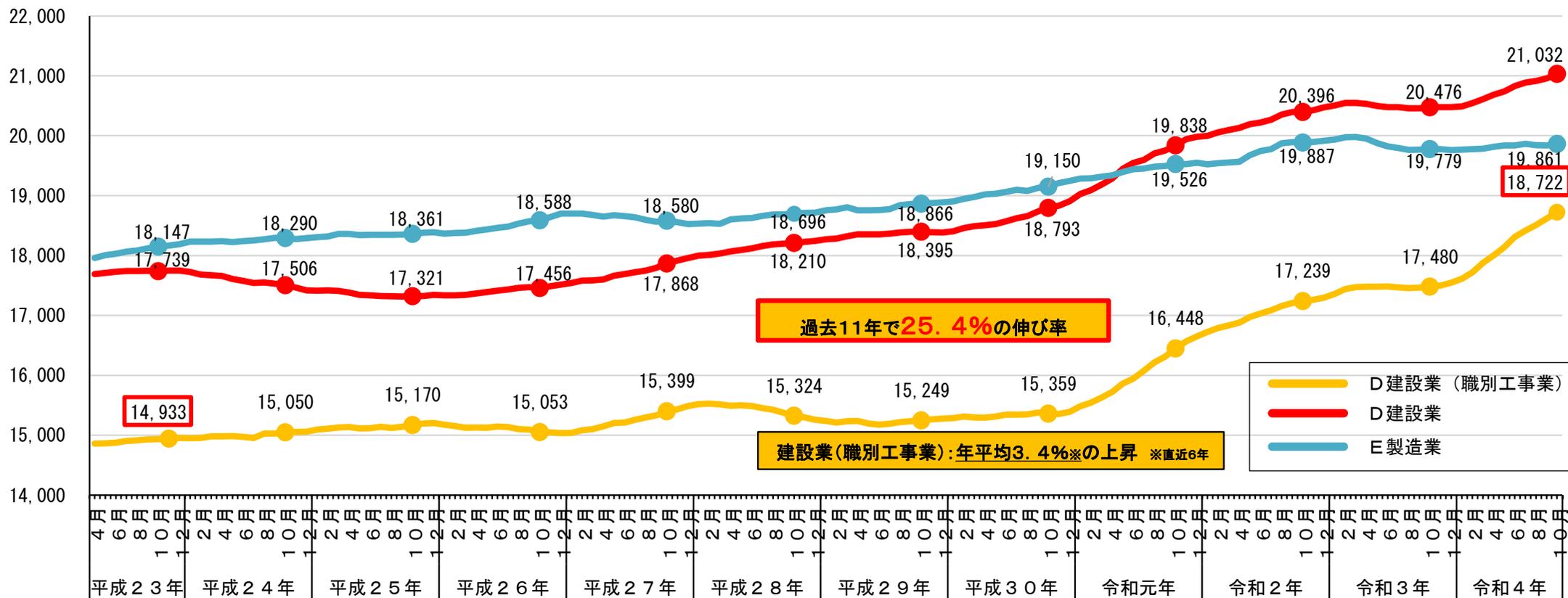
単価算出手法の大幅変更  
・必要な法定福利費相当額の反映を実施

参考：近年の公共工事設計労務単価の単純平均の伸び率の推移

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R02	R03	R04	R05	H24比
全職種	+15.1%	+7.1%	+4.2%	+4.9%	+3.4%	+2.8%	+3.3%	+2.5%	+1.2%	+2.5%	+5.2%	+65.5%
主要12職種	+15.3%	+6.9%	+3.1%	+6.7%	+2.6%	+2.8%	+3.7%	+2.3%	+1.0%	+3.0%	+5.0%	+65.5%

注3) 伸び率は単純平均値より算出した。

# 建設業(職別工事業)の一日当たりの賃金の推移



過去11年で**25.4%**の伸び率

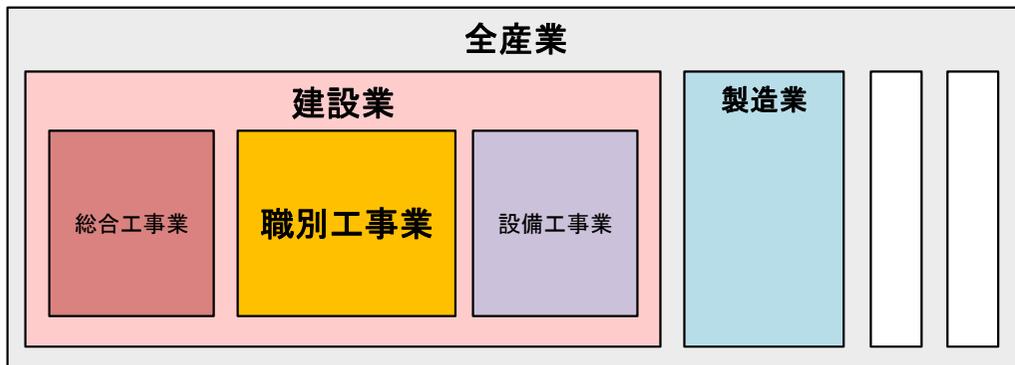
建設業(職別工事業):年平均**3.4%**※の上昇 ※直近6年

(出典) 厚生労働省「毎月勤労統計調査」(D建設業-D07職別工事業、事業所規模5人以上)より国土交通省作成

※「8時間あたりの賃金(ボーナス含み、超勤含まない)」の直近12カ月平均

(「8時間あたりの賃金(ボーナス含み、超勤含まない)」:「所定内給与」×8/「所定内労働時間」+直近12カ月の「臨時給与(特別に支払われた給与)」/直近12カ月の「出勤日数」)

## (産業分類のイメージ)



## (定義)

**建設業**

主として注文又は自己建設によって**建設工事を施工する事業所**が分類される  
 (ただし、主として自己建設で維持補修工事を施工する事業所及び建設工事の企画、調査、測量、設計、監督等を行う事業所は含まれない)

**職別工事業**

主として**下請として**工事現場において建築物又は土木施設などの工事目的物の一部を構成するための**建設工事を行う事業所**が分類される  
 (ただし、設備工事を行う事業所は設備業に分類される)

## 開催概要

日時：令和5年9月19日 13:00～14:00

出席団体：日本建設業連合会、全国建設業協会、  
全国中小建設業協会、建設産業専門団体連合会

テーマ：令和6年度概算要求、建設業の賃金引上げ、働き方改革等の推進に向けた取組 等

- 公共工事予算の執行が順調であること、不調不落も減少傾向にあることなどから、十分な施工余力があることについて再確認。
- 前回の意見交換会で申し合わせた賃金引上げや工期の適正化については、国土交通省においても、各団体においても、様々な取組が進んでいることを確認。

### 【前回（令和5年3月）の申し合わせ】

- 本年は技能労働者の賃金が概ね5%上昇することを目指して、全ての関係者が可能な取組を進めること
- 建設業の働き方改革に向けて、全ての関係者が週休2日（4週8閉所等）の確保などにより工期の適正化に取り組むこと



意見交換会の様子

# 賃金上昇及び工期の適正化に向けた業界団体の動き

## 日本建設業連合会

(令和5年3月30日会長通知、同年4月27日通知)

- 技能労働者の賃金水準の引上げについて  
日建連会員企業は、「労務費見積り尊重宣言…」の2023年度の運用について、**一次下請への見積り依頼に際して、技能労働者の賃金が概ね5%上昇する趣旨に適う適切な労務費を内訳明示した見積書の提出要請を徹底し、当該見積りを確認した上でこれを尊重するものとする**こと。
- 「2023年7～9月を「4週8閉所」推進の活動強化期間とする件について」  
**「4週8閉所」の推進に向けた活動の強化期間を定め…、会員各社において現場での4週8閉所の実施を促進する取組みに注力するよう依頼。**

## 全国中小建設業協会

(令和5年5月16日理事会決議)

- 働き方改革宣言～選ばれる建設業を目指して～  
働き方改革の具体的な取組として、「**賃上げにつながる好循環を継続し、未来を支える担い手の確保・育成に向けて、今年度は概ね5%の賃金アップを目指し、可能な取組みを行うこととする。**」  
・働き方改革をより実効のあるものとするため、全ての関係者が**週休2日に向けて工期の適正化に取り組むこととする。**」の取組を宣言。

## 全国建設業協会

(令和5年4月3日会長通知)

- 処遇改善及び働き方改革への取組について  
・さらなる賃上げの好循環を続けるため、各都道府県建設業協会においては**概ね5%の賃上げを目指し、建設技能者の賃上げや下請契約での反映等の取組を会員企業に周知。**  
・**「目指せ週休2日+360時間(360ツープラスサンロクマル)運動」を推進。**

## 建設産業専門団体連合会

(令和5年4月3日会長通知)

- 国土交通大臣と建設業主要4団体の申し合わせについて  
請負契約を透明化し必要な経費が確保され下請各層まで労務費を行き渡らせる等、**職人の処遇改善の環境を整えた上で、賃金の5%上昇、工期の適正化を目指す旨**会員に周知。

## 主な協力要請（説明）内容

### ○建設産業の役割

- ・住宅やオフィスビル、工場などの建築をはじめ、学校、病院などの公共施設の建築、市民生活と経済活動の基盤となる、道路、橋、堤防などの土木構造物の建設やメンテナンス、降雪時の除雪など、

地域社会と共生し、**地域経済と雇用を支える役割**

- ・頻発化している地震、記録的な豪雨や台風などにより、激甚化している自然災害の発生時には、最前線での応急対応、復旧・復興活動など、地域の安全・安心の確保を担う「**地域の守り手**」としての役割

### ○建設産業の現状・課題

- ・長時間労働の常態化など、3K（「きつい」「きたない」「危険」）のイメージ
- ・建設業就業者の急速な高齢化と若者離れによる将来の担い手不足

### ○課題解決のための取り組み

#### ➤ 適正な工期の設定

- ・令和元年の建設業法改正により、著しく短い工期による請負契約の締結を禁止し、発注者に対する勧告制度等を創設。
- ・工期設定における受発注者の責務を定める「工期に関する基準」の策定

#### ➤ 適正な賃金をはじめとする処遇改善

- ・物価高騰に伴い、適正な価格転嫁と取引の適正化に向けて官民協働で取組推進
- ・技能者の適切な処遇や現場管理につなげる建設キャリアアップシステム※の普及促進

#### ➤ 適正な就労環境等

- ・民間発注工事における社会保険未加入事業者の排除の推進（現場入場の禁止）
- ・法定福利費の確保（工事見積書での内訳明示）

※建設キャリアアップシステム

技能者の資格や現場での就業履歴等を登録・蓄積し、技能・経験の客観的な評価を通じた技能者の適切な処遇や現場管理に繋げる仕組み。

## 働きかけを実施した地域経済団体

### 新潟県

- ・新潟県商工会議所連合会 運営委員会
- ・新潟商工会議所 常議員会
- ・新潟ビルディング協会 定時総会
- ・新発田商工会議所 定時総会

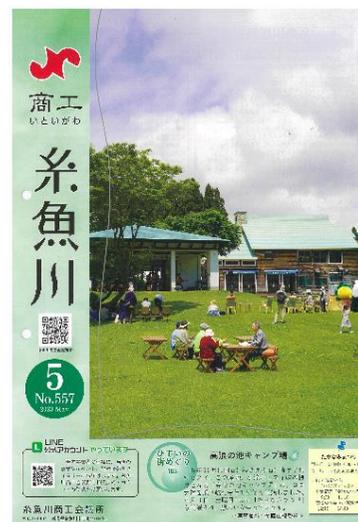
### 富山県

- ・富山県商工会議所連合会 専務理事会議
- ・富山商工会議所 常議員会

### 石川県

- ・石川県商工会議所連合会 専務理事・事務局長会議
- ・金沢商工会議所 通常議員総会

## 働きかけを実施した効果事例



国交省がよびかけ

### 建設工事発注でご理解を

各業種で人手不足など厳しい経営環境にある中、建設業への工事発注に関して国土交通省北陸地方整備局が理解を呼びかけています。

建設業は、地域のインフラ整備やメンテナンスの担い手であり、地域経済や市民生活を支える重要な役割を果たしています。一方で、建設産業では、長時間労働の常態化や3K（きつい、きたない、危険）といったイメージで急速な高齢化と若者離れが進んでいます。さらに、来年4月からは建設産業も時間外労働時間の適用除外がなくなります。

つきましては、建設事業者が工事発注する際には、次の点に配慮した発注をお願いいたします。

#### ① 適正な工期設定

- ・令和元年の建設業法改正により、著しく短い工期による請負契約の締結を禁止。発注者に対する勧告制度の創設等
- ・工期設定における受発注者の責務等を定める「工期に関する基準」の策定
- ・週休2日工事等の推進（公共発注工事）

#### ② 適正な賃金をはじめとする処遇改善

- ・物価高騰に伴い、適正な価格転嫁と取引の適正化に向けて官民協働での取組み推進
- ・技能者の適切な処遇や現場管理につなげる建設キャリアアップシステムの普及促進

#### ③ 適正な就労環境等

- ・民間発注工事における、社会保険未加入事業者の排除の推進（現場入場の禁止）
- ・法定福利費の確保（工事見積書での内訳明示）

- 公共工事の受注者による適正な利潤の確保を通じて、賃金引上げに向けた環境整備が図られるよう、地方公共団体に対して、
  - ① 安定的・持続的な公共投資の確保とともに、② 適正な予定価格の設定や、③ ダンピング対策の更なる徹底 等 を要請
- さらに、都道府県公契連等を通じて市町村を含む全ての地方公共団体に対して、直接働きかけを実施

## 安定的・持続的な公共投資の確保等

建設企業が将来の見通しをもちながら、技能労働者等の安定的な雇用等を図るため、公共投資の安定的・持続的な見通しの確保が必要



### 《特に強化すべき取組》

- 安定的・持続的な公共投資の確保
- 計画的な発注や中長期的な公共工事の発注の見通しの作成・公表

## 適正な予定価格の設定等

工事の品質確保や担い手の育成・確保に必要な適正利潤の確保を図るため、取組の更なる強化が必要



### 《特に強化すべき取組》

- 市場における労務・資材等の最新の実勢単価を適切に予定価格に反映すること
- 施工条件の適切な明示と必要となる経費の計上
- 設計変更・契約変更等の適切な実施

## ダンピング対策の更なる徹底

工事の品質確保や担い手の育成・確保に必要な適正利潤の確保を図るため、ダンピング対策の更なる強化が必要



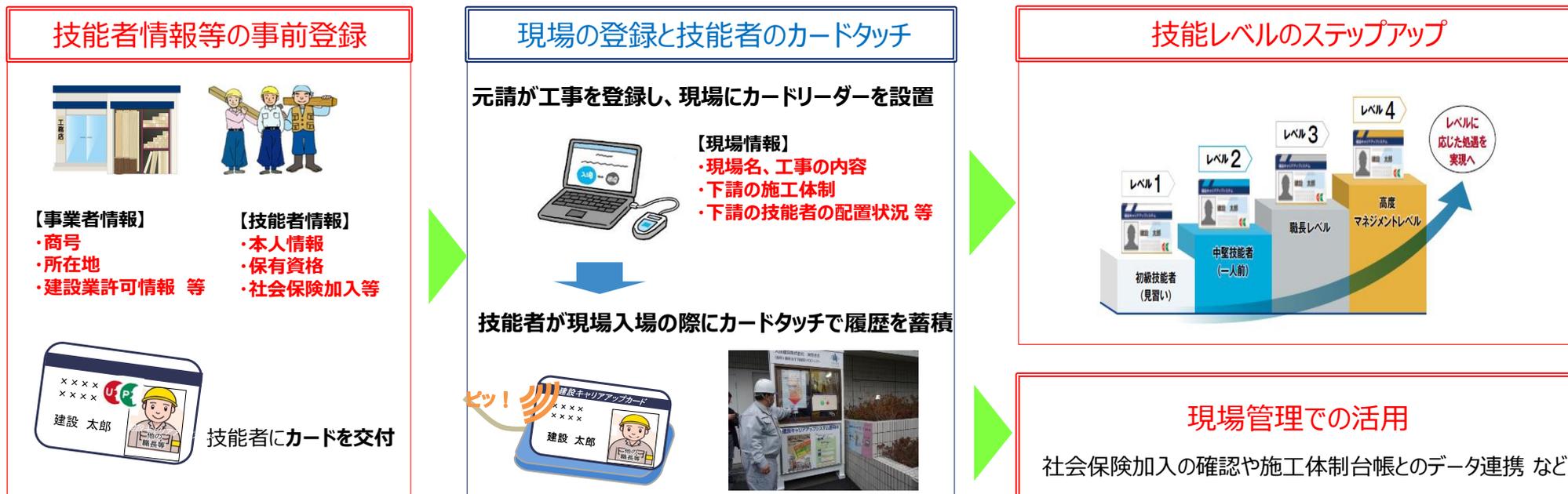
### 《特に強化すべき取組》

- 低入札価格調査制度等の適切な活用の徹底によるダンピング受注の排除
- 調査基準価格等の水準の見直し
- 調査基準価格を下回る受注における履行確保措置の徹底

- 「建設キャリアアップシステム」は、技能者の資格や現場での就業履歴等を登録・蓄積し、**技能・経験の客観的な評価を通じた技能者の適切な処遇や現場管理につなげる仕組み**
- これにより、①若い世代が**キャリアパスの見通し**をもてる、②**技能・経験に応じて処遇を改善する**、③**技能者を雇用し育成する企業が伸びていける建設業を目指す**
- システムは、日建連、全建、建専連、全建総連など、**業界団体と国が連携して官民一体で普及を推進**

## <建設キャリアアップシステムの概要>

※システム運営：（一財）建設業振興基金



- ◎ 現場を支える技能者が、技能・経験に応じて適切に処遇され、働き続けられる環境づくり（働き方改革）
- ◎ データ連携等を通じた効率的な現場管理（生産性向上）

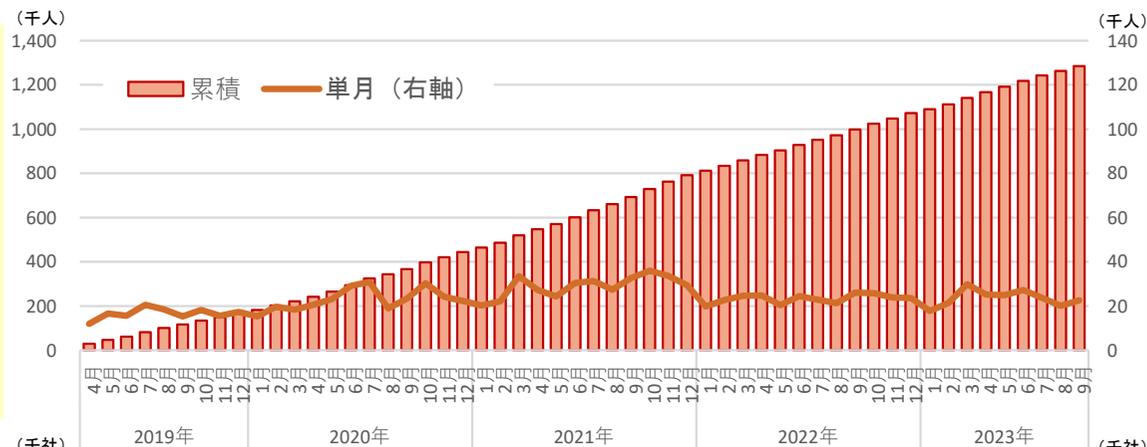
→ **建設業が「地域の守り手」として将来にわたり持続的な役割を担っていくために必要**

# 建設キャリアアップシステムの利用状況(2023年9月末)

## 技能者の登録数

**128.4万人が登録**

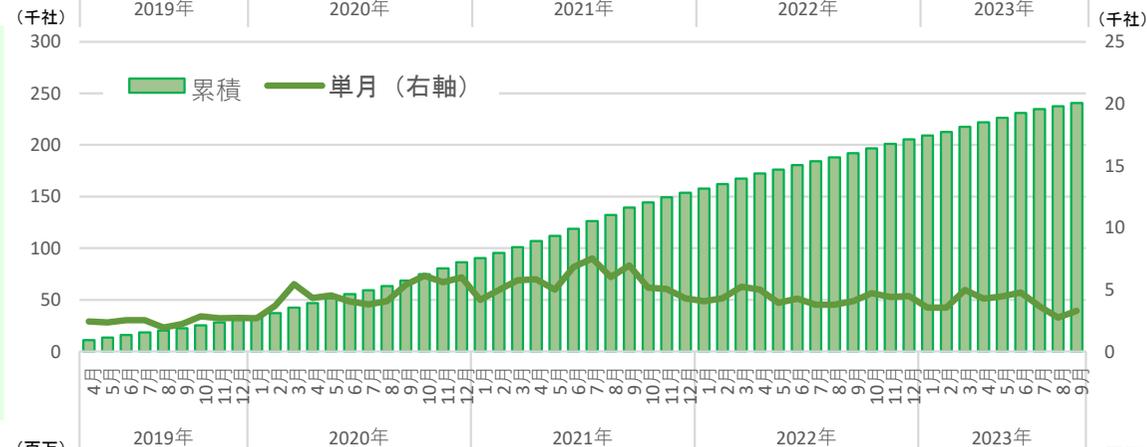
※労働力調査(R4)における建設業技能者数:302万人



## 事業者の登録数

**24万社が登録**

※うち一人親方は7.9万社

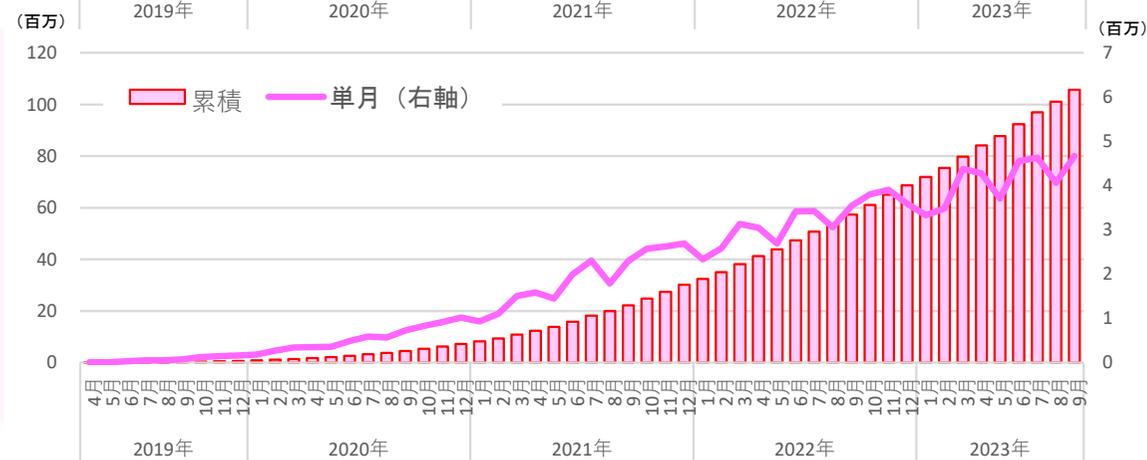


## 就業履歴数

**現場での利用は増加傾向**

累積就業履歴数 10,000万突破

※9月は467万履歴を蓄積



出所:建設業振興基金データより国土交通省

◎建設キャリアアップシステム(CCUS)の能力評価に応じた賃金の実態を踏まえ、公共工事設計労務単価が賃金として行き渡った場合に考えられるレベル別年収を試算し、公表。

◎レベル別年収の試算の公表を通じて、技能者の経験に応じた処遇と、若い世代がキャリアパスの見通しを持てる産業を目指す。

※ 別途、中央建設業審議会・社会資本整備審議会 基本問題小委員会において、適切な労務費の確保等に関する制度改正についても検討

## 全国（全分野）（年収）

本資料に示す金額に法的拘束力はなく、支払いを義務付けるものではない。

レベル1 (下位～中位)	レベル2 (中位)	レベル3 (中位)	レベル4 (中位～上位)
3,740,000 ～ 5,010,000円	5,690,000円	6,280,000円	7,070,000 ～ 8,770,000円

「上位」は上位15%程度の賃金水準であり、最上値ではない。

## 分野別でのレベル別年収の試算例

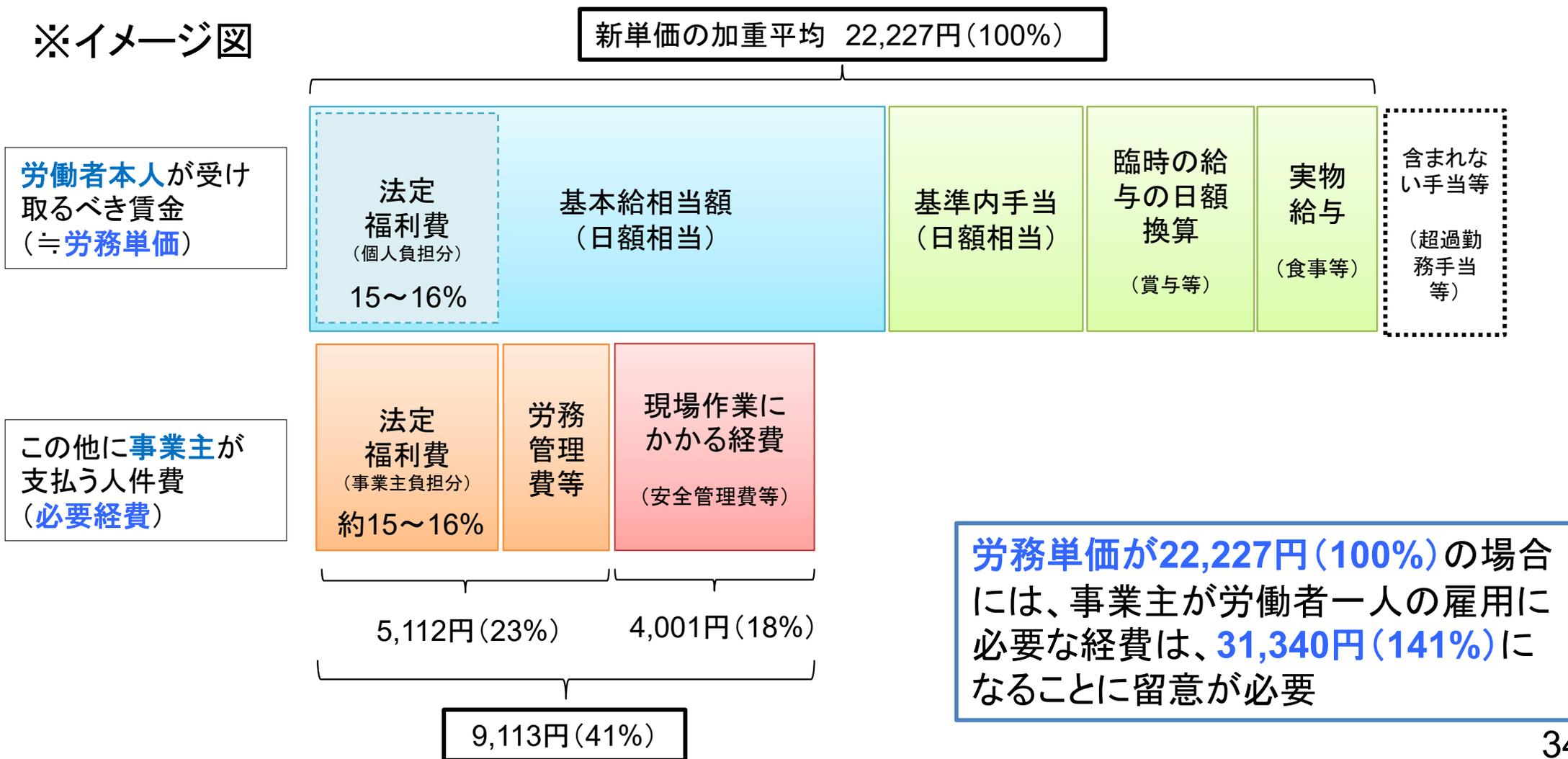
能力評価分野	レベル4 (中位～上位)	能力評価分野	レベル4 (中位～上位)
電気工事	6,250,000円 ～ 7,690,000円	型 枠	7,080,000円 ～ 8,630,000円
建設塗装	7,030,000円 ～ 8,580,000円	配 管	6,120,000円 ～ 7,540,000円
左 官	6,760,000円 ～ 8,250,000円	と び	6,970,000円 ～ 8,510,000円
機械土工	7,120,000円 ～ 8,900,000円	建築大工	6,940,000円 ～ 8,470,000円
鉄 筋	6,960,000円 ～ 8,490,000円	土 工	6,790,000円 ～ 8,490,000円

<試算条件> ・CCUSレベル別年収は、令和4年度公共事業労務費調査の結果をもとに、CCUSの能力評価分野・レベル別に分析して作成  
 ・労務費調査においてレベル評価されていない標本も経験年数と資格を基にレベルを推定（レベル1相当：5年未満、レベル2相当：5年以上10年未満、レベル3相当：10年以上又は一級技能士、レベル4相当：登録基幹技能者）  
 ・労務費調査の各レベルの標本において、「上位」の値は上位15%程度、「中位」の値は中位程度、「下位」の値は上位85%程度の全国の年収相当として作成（必ずしも「上位」が都市部、「下位」が地方の年収相当を表すものではない）  
 ・「分野別でのレベル別年収の試算例」では、最新の国勢調査における技能者数が多い10分野を記載

## 【参考】レベル別年収の基となる、「公共工事設計労務単価」と、「雇用に伴う必要経費」の関係

- 労働者本人が受け取るべき賃金を基に、日額換算値(所定内労働時間8時間)として**労務単価**を設定  
⇒ 例えば、日給制の労働者が受け取る日当よりも広い概念。法定福利費も全額反映
- **労務単価**には、**事業主が負担すべき必要経費**(法定福利費、安全管理費等)は含まれていない。
- 事業主が下請代金に**必要経費分**を計上しない、又は下請代金から**必要経費**を値引くことは**不当行為**

## ※イメージ図



# 4. 中央建設業審議会基本問題小委員会 での審議

---

# 中央建設業審議会・社会資本整備審議会基本問題小委員会中間とりまとめ(概要)

## ～担い手確保の取組を加速し、持続可能な建設業を目指して～

- ✓ 建設業が持続的に発展していくには、新規入職を促進し、将来の担い手の確保・育成を図っていくことが不可欠。
- ✓ 同時に、現下の課題である資材価格高騰や時間外労働規制に適切に対応しつつ、適正な請負代金・工期が確保された請負契約の下で、適切に建設工事が実施される環境づくりも欠かせない。
- ✓ こうした問題意識の下、①請負契約の透明化による適切なリスク分担、②適切な労務費等の確保や賃金行き渡りの担保、③魅力ある就労環境を実現する働き方改革と生産性の向上、などの分野について、建設業法等の改正も視野に早急に講ずべき施策を取りまとめ。

### 1. 請負契約の透明化による適切なリスク分担

#### (1) 契約における非対称性の解消

- ① **受注者**による**リスク情報提供の義務化**
  - ・見積り時等に、建設工事に関するリスク情報の受注者から注文者への提供を義務化
- ② 請負契約に**予備的経費等**に関する事項を**明記**
- ③ オープンブック・**コストプラスフィー方式**の標準請負契約約款の制定

#### (2) 価格変動等への対応の契約上での明確化

- ① 請負代金の変更について規定された民間工事標準約款の利用促進
- ② 価格変動に伴う**請負代金の変更条項を契約書上明確化**
  - ・法定記載事項として「価格変動等が生じた場合に請負代金額等をどのように変更するかについての定め」を明記

#### (3) 当事者間のコミュニケーションと請負契約の適正化

- ① **当事者間**での**誠実協議**
  - ・請負代金や工期に影響を及ぼす事象が生じた場合に契約の当事者間で誠実に協議を実施
- ② 民間事業者への勧告等
  - ・**不当に低い請負代金での契約締結**について、国土交通大臣等の**勧告**対象に、公共発注者だけでなく民間事業者も含める
  - ・不適切な契約是正のため許可行政庁の組織体制を整備

### 2. 適切な労務費等の確保や賃金行き渡りの担保

#### (1) **標準労務費の勧告**

- ・適切な工事実施のために計上されるべき標準的な労務費を中央建設業審議会が勧告

#### (2) **受注者における不当に低い請負代金の禁止**

- ・労務費を原資とする廉売行為の制限のため、受注者による不当に低い請負代金での契約締結を禁止し、**指導、勧告等**の対象とする

#### (3) **適切な水準の賃金等の支払い確保のための措置**

- ・建設業者に、労働者の適切な処遇確保に努めるよう求める
- ・標準約款に賃金支払いへのコミットメントや賃金開示への合意に関する条項を追加

### 3. 魅力ある就労環境を実現する働き方改革と生産性向上

#### (1) **適正な工期の確保**

- ① **受注者**による**著しく短い工期の禁止**
- ② WLBを実現する働き方改革に関する施策検討
  - ・工期に関する基準等の周知に加え、先進的取組の普及方策を検討

#### (2) **生産性の向上**

- ① 建設工事**現場**を適切に**管理**するための**指針**の作成
  - ・ICTの活用等による**現場管理のための指針**を国が作成、特定建設業者に同指針に即した現場管理に努めることを求める
- ② **監理技術者等の専任制度等**の合理化

※今後、重層下請構造の実態を踏まえた建設業許可の合理化、繁閑に応じた労働力の需給調整や多能工の評価のあり方、建設業の許可を要しない小規模工事の適切な管理についてもさらに検討。

# 1. 請負契約の透明化による適切なリスク分担

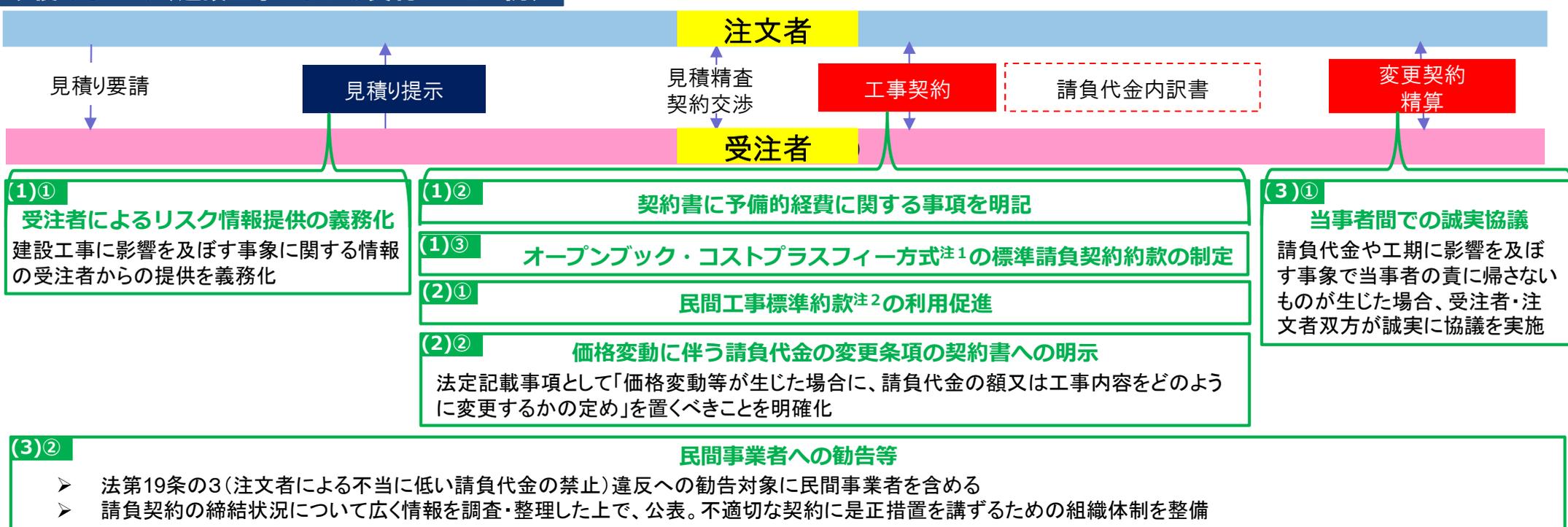
## 現状・課題

- ✓ 発注者が、請負代金の中に含まれる予備的経費等の内容を詳細に把握することは困難であり、受発注者間で情報の非対称が生じている。
- ✓ 価格変動等に対してどのようにリスク管理を行っていくかが契約上不透明な場合、受発注者間に認識の齟齬が発生。
- ✓ 適切なリスク分担がなされない場合、契約当事者のみならず、その下請業者なども含めた建設生産システム全体に経営悪化や不良工事の発生といった悪影響が及ぶおそれがある。

## 対応の方向性

1) 契約における情報の非対称性の解消、2) 価格変動等への対応の契約上での明確化、3) 当事者間でのコミュニケーションを制度的に担保することで、契約の透明化と当事者間での協議を通じたリスクへの対応を実現

## 今後のイメージ(建設工事における契約プロセス例)



※ 契約形態に応じた対応や設計変更等に関する責任分担のあり方についても整理が必要

(注1) 工事に係る支出(コスト)を受注者が開示すること(オープンブック方式)で実費精算とし、これにあらかじめ合意された報酬(フィー)を加算して支払う方式(コストプラスフィー方式)。

(注2) 民間建設工事標準請負契約約款。同約款(甲)第31条において、請負代金額の変更を求め得る場合を規定。

# 2. 適切な労務費等の確保や賃金行き渡りの担保

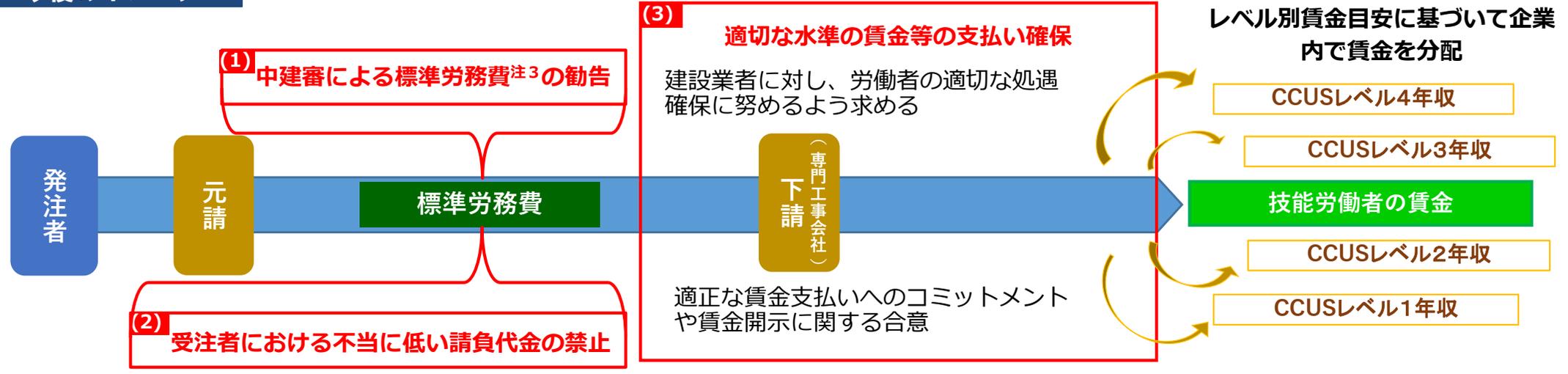
## 現状・課題

- ✓ 労務費等の見積りが曖昧なまま工事を受注した場合、適切な賃金の原資を確保できないおそれがある。また、技能労働者の賃金を能力や経験が反映された適正な水準に設定しようとしても、相場感が分からず取組が進まない。
- ✓ 労務費は、短期的な市況の影響を受けやすく、累次の下請契約等が繰り返される中で、適切な工事実施に必要で、かつ、中長期的にも持続可能な水準の労務費が確保されにくい。この結果、現場の技能労働者への行き渡りも徹底されにくい。

## 対応の方向性

適切な労務費が下請契約等において明確化されるルールを導入しつつ、不当な安値での受注を排除していくことで、技能労働者の能力や経験に応じた適切な賃金の支払いや処遇の改善（賃金の行き渡り）を実現する。

## 今後のイメージ



※ これらを担保する措置の一環として、まずは公共工事において賃金支払い及び社会保険加入状況の実態を適切に把握する取組を検討

### (注3) 標準労務費

適切な工事実施のために計上されるべき、中長期的にも持続可能な水準の標準的な労務費。  
 請負契約締結の際に労務費の相場観を与える役割をもたせ、廉売行為を規制するに当たっての参考指標としても用いる。

# 3. 魅力ある就労環境を実現する働き方改革と生産性向上

## 現状・課題

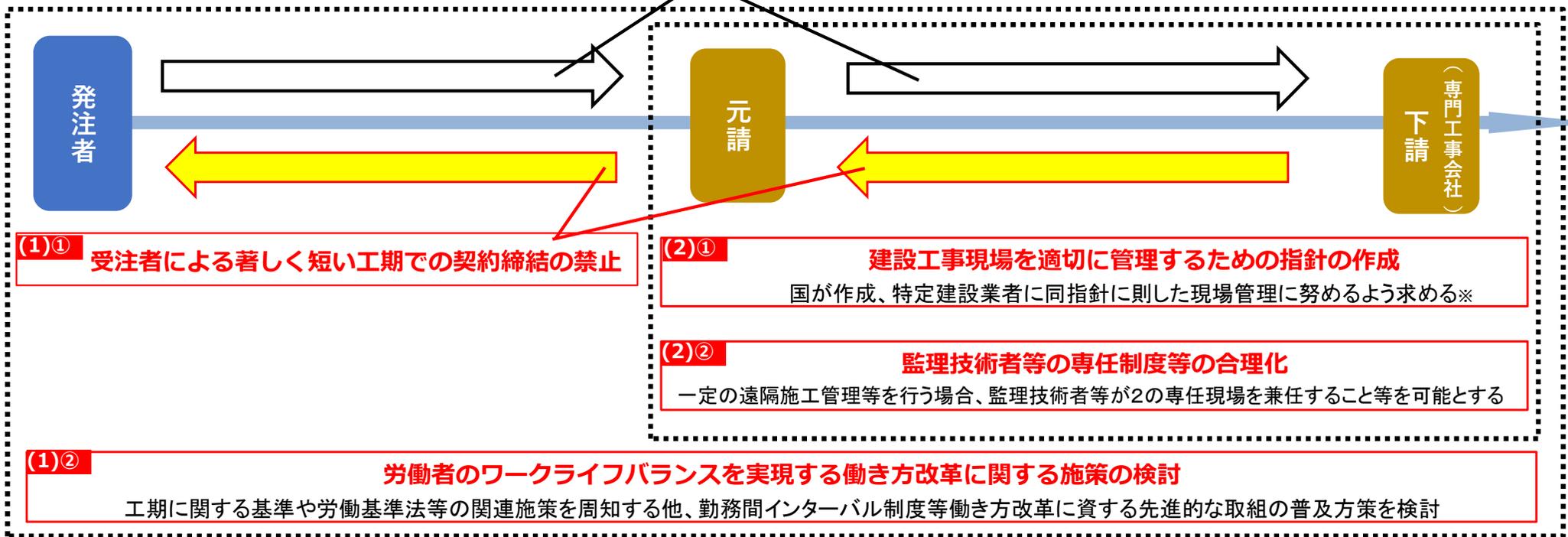
- ✓ 適切な工期が確保されない場合、**技能労働者の就労環境が悪化するおそれがあるのみならず、施工品質や安全面にも影響が生じる可能性**がある。また、週休2日の実現や令和6年4月から適用される罰則付き時間外労働規制への対応が急務。
- ✓ 働き方改革の推進には、事務作業等の効率化が不可欠であるが、これに効果を発揮する**情報通信技術の活用が十分に進んでいない**。このことは、**施工体制管理のさらなる徹底を図る上でも課題**。

## 対応の方向性

建設生産プロセス全体を通じた適切な工期の確保を徹底するとともに、**情報通信技術の活用等による生産性の向上を図ることにより、他産業と比較しても働きやすく、魅力的な就労環境を実現する。**

## 今後のイメージ

注文者による著しく短い工期での契約締結の禁止（現行建設業法第19条の5）



※ 例えばCCUSのように、本人認証や真正性を確認済の情報等を備えたシステムを活用可能とすることで、施工体制の確認やその管理等を徹底していく